

# 一人ひとりの“想い”が活かされるまちづくり

～ 健やかに安心・自立して暮らせるゆたかな那覇をめざして ～

## 那覇市地域福祉計画



平成 17 年 3 月

那 覇 市

# はじめに



どうすれば、赤ちゃんからお年寄りまで、すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるのでしょうか。

少子高齢化・核家族化の急速な進展や社会福祉に関する諸制度の改革が進む中で、福祉を取り巻く環境は大きく変化し、これまでの行政による福祉サービスの提供だけでは、住民一人ひとりの多様な生活課題や要望にお応えすることが難しくなってきました。これからは、今住んでいる地域そのものが安心して暮らせる場所になるよう、地域住民、事業者そして行政等、地域にかかわるすべての人が、それぞれ役割分担しながら地域の多様な課題の解決に取り組んでいく必要があります。

そのため、本市では、住民一人ひとりの主体的なかかわりを引き出し、地域で支え合う仕組みをつくる「那覇市地域福祉計画」を策定いたしました。

今後は、この計画をもとに、住民や事業者等と市との協働による地域福祉の取り組みを進め、一人ひとりの想いを生かし、健やかに安心・自立して暮らせるゆたかな那覇の実現をめざしてまいります。

おわりに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました那覇市保健福祉医療審議会の委員の皆様をはじめ、住民ワークショップに携わっていただいた地域住民の皆様ならびに那覇市社会福祉協議会、その他関係者の皆様に心からお礼を申し上げます。

平成 17 年 3 月

那覇市長 翁 長 雄 志

## <目 次>

### 総 論

第1章 計画の趣旨	
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	3
4 計画の策定体制	4
第2章 地域福祉の現状と課題	
1 地域福祉を取り巻く現状	5
2 住民ワークショップから明らかになった課題	5
3 バリアフリーアクセス状況調査から明らかになった課題	6
4 地域福祉を展開する上での課題	6
第3章 計画の基本的な考え方	
1 計画の基本理念	11
2 地域福祉を展開する上での視点	12
3 計画の目標	13
4 施策の体系図	14

### 各 論

第4章 住民による支え合いで地域力を育む	15
第5章 地域に必要な人に最適な支援が届く仕組みをつくる	18
第6章 安全で快適なまちづくりを推進する	23
第7章 重点施策	24
第8章 計画の推進に向けて	30

### 資 料 編

1 地域福祉を取り巻く現状に関する図表	31
2 計画の策定経過	40
3 用語解説	47

# 総論

---

第 1 章 計画の趣旨

第 2 章 地域福祉の現状と課題

第 3 章 計画の基本的な考え方

# 第1章 計画の趣旨

## 1 計画策定の背景

少子高齢化社会の到来や長引く経済不況等の社会状況の中で、高齢者や障害者等の生活上の支援を要する人々の状況はますます厳しく、また青少年や中年層においても生活不安や過大なストレスを抱える人が増え、自殺、ホームレス、家庭内暴力、虐待、ひきこもり等が新たな社会問題となり、一人ひとりの抱える福祉需用は複雑・多様化しています。

一方、平成2年(1990年)の社会福祉関係八法改正にはじまる「社会福祉基礎構造改革」<sup>\*</sup>によって、社会福祉の理念は大きく変わりました。「措置」から「契約」<sup>\*</sup>、「施設入所」から「在宅」と言われるように、行政が福祉サービスを決定し、また福祉施設の整備拡大に重点を置いてきたこれまでの政策から、利用者の自己決定権を尊重するためサービス利用者と提供者との間に対等な関係を築き、家庭や地域の中で自立した生活が送れるよう支援する政策へと変わりました。例えば、「介護保険事業」や「支援費制度」のように、高齢者または障害者自身がサービス事業者と契約を結ぶことで、在宅においても必要なサービスを利用でき、社会全体で支える仕組みが<sup>\*</sup>つくられました。

しかし、選択可能なサービスの種類が不足している場合や適切なサービスに結びついていない場合もあり、健康や福祉を目的とする多様な事業者の参入を促進し、事業の健全な発達を図るとともに、だれでも必要なときに必要なサービスが受けられる環境づくりが求められています。

また、一人ひとりの抱える複雑・多様な福祉需用に応え、だれもが住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らしていくためには、福祉サービスの利用だけではなく、健康づくりや生きがいづくり、子育て支援といった様々な場面で、住民等の積極的かつ主体的なかわりを引き出し「地域全体で支える仕組み」を構築することが必要となっています。

このような中、平成12年(2000年)6月の社会福祉法の改正により、「地域における社会福祉の推進」と「福祉サービス利用者の利益の保護」が法的に明確となり、住民の積極的な参加を促進し、地域において総合的なサービスを受けられる体制を整備するため、市町村において「地域福祉計画」<sup>\*</sup>を策定することが示されました。

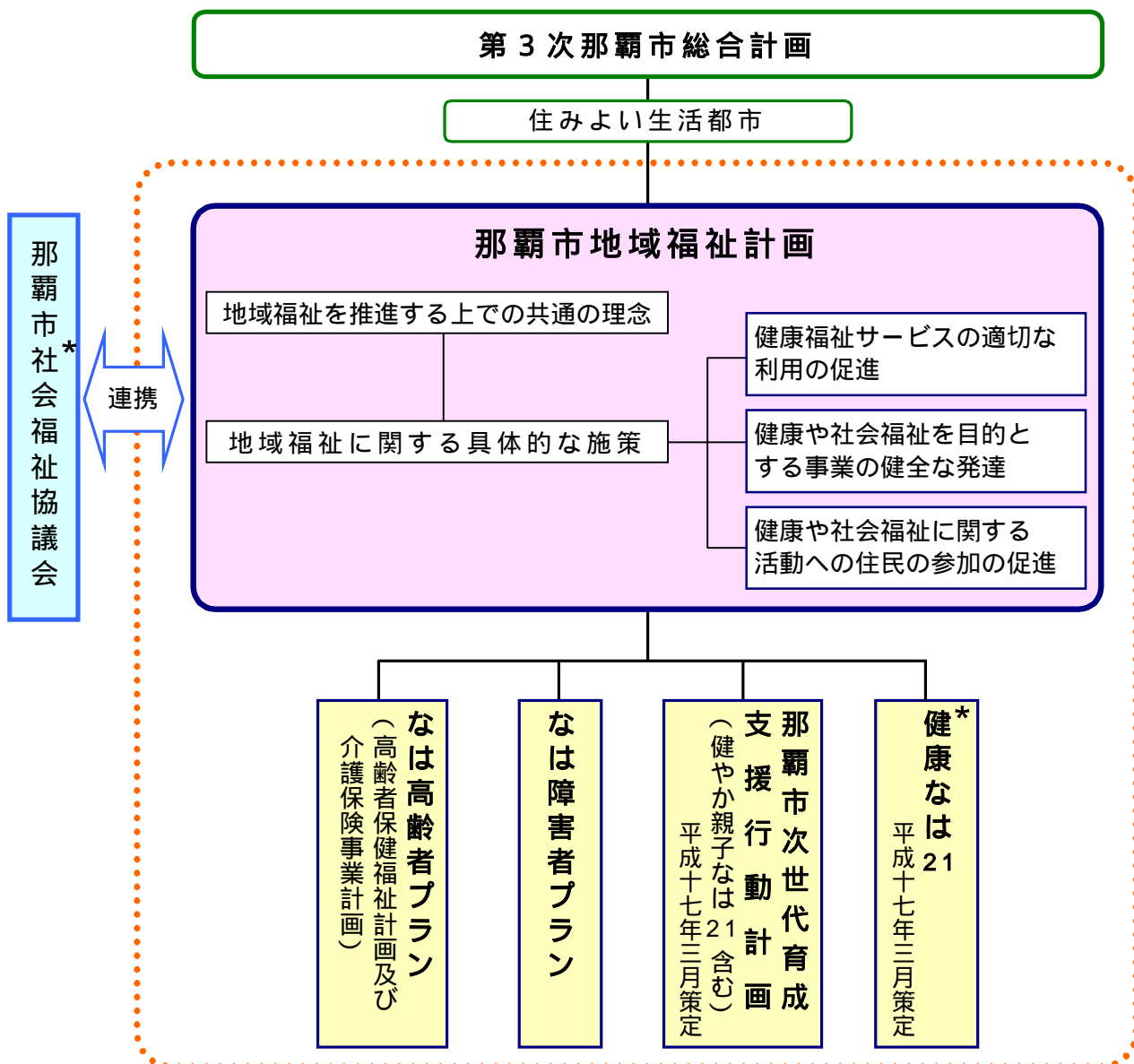
本市においては、「なは高齢者プラン」<sup>\*</sup>、「なは障害者プラン」<sup>\*</sup>、「新那覇市子どものゆめづくりみらい21プラン」<sup>\*</sup>等の個別計画を策定し、分野別の施策の推進を図ってきましたが、だれもが住み慣れた地域でともに支え合いながら、安心して暮らせる地域社会の実現をめざすため、個別計画を統合化し、共通の理念で結ぶ、新たな計画として社会福祉法に基づく「地域福祉計画」を策定することとしました。

本文中、特に解説を必要とすると思われる用語については\*印を付け、資料編3「用語解説」(47ページ以下)で解説しています。

## 2 計画の位置付け

地域福祉計画は、第3次総合計画（平成10年度～平成19年度）における地域福祉の施策を具体化する計画であり、本市の地域福祉を推進する基本計画としての性格を持ちます。また、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画として位置付けられます。

「なは高齢者プラン」、「なは障害者プラン」、「那覇市次世代育成支援行動計画」等の個別計画は、それぞれ高齢者、障害者、児童・母子といった対象者ごとの保健福祉施策を主な内容としています。これに対し、地域福祉計画は、これらの個別計画の上位に位置付けられ、各個別計画に基づく施策を地域において総合的に推進する上での共通の理念と地域福祉に関する具体的な施策を内容とします。



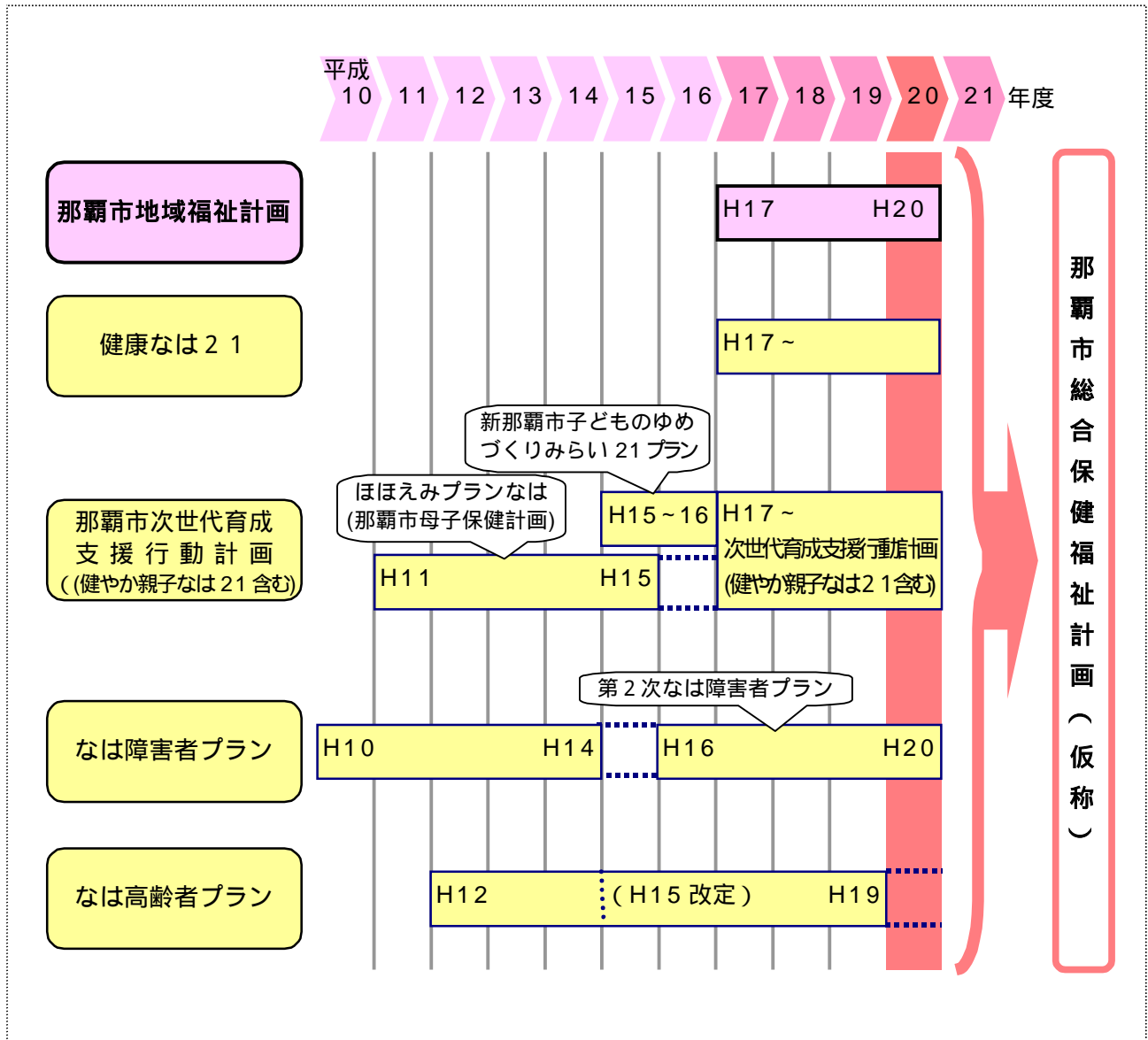
枠内が平成20年度（2008年度）策定予定の「那覇市総合保健福祉計画（仮称）」（3ページ参照）の範囲です。

「新 那覇市子どものゆめづくりみらい21プラン」と「ほほえみプランなは（那覇市母子保健計画）」が統合され、「那覇市次世代育成支援行動計画」が策定されます。

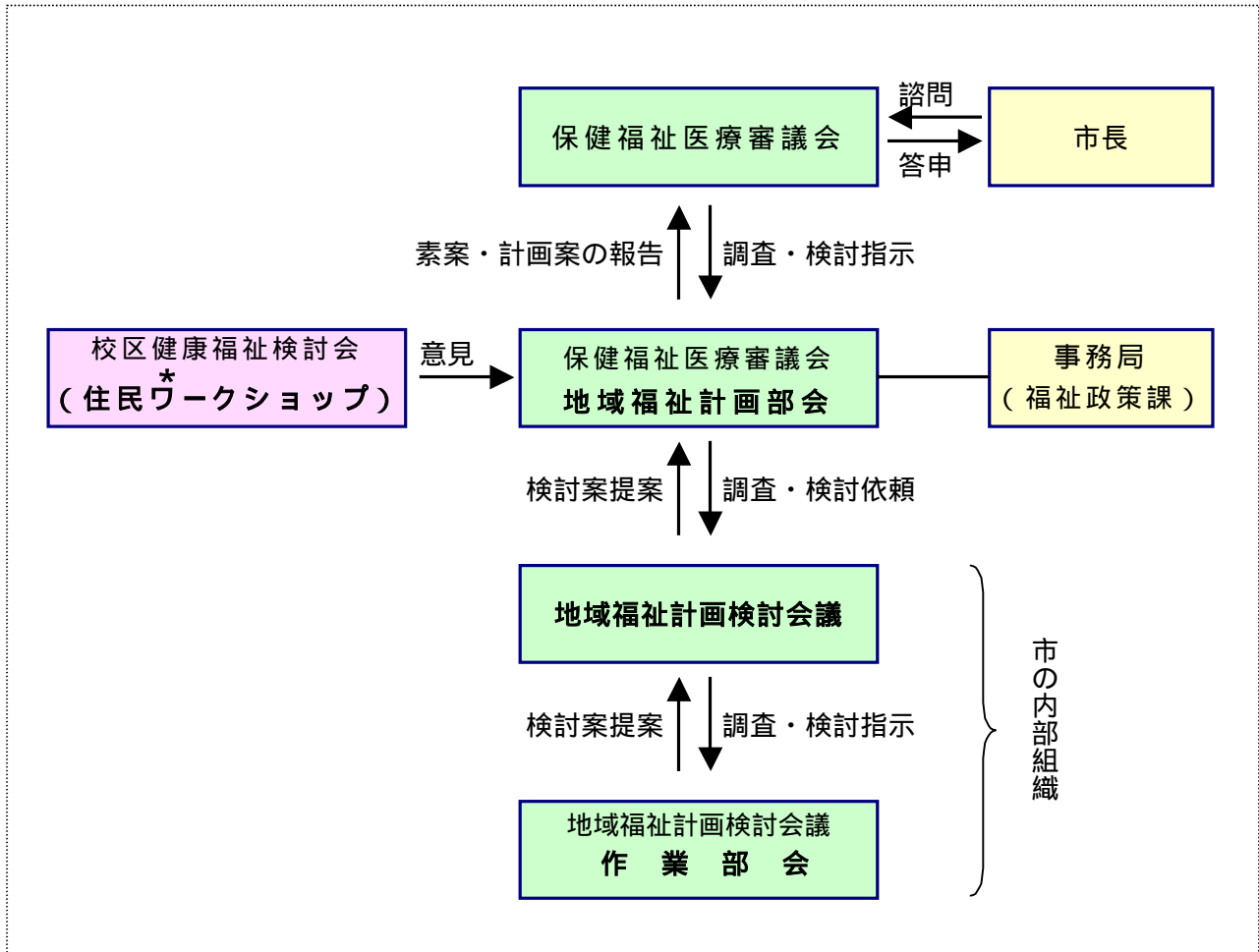
### 3 計画期間

計画期間は、平成 17 年度（2005 年度）を初年度とした平成 20 年度（2008 年度）までの 4 年間とします。福祉を取り巻く環境の変化が著しいこと、既存の計画との調整が必要であることを勘案し必要に応じて適宜見直すこととします。

なお、平成 20 年度（2008 年度）に個別計画を統合化した「那覇市総合保健福祉計画（仮称）」の策定を検討しています。



## 4 計画の策定体制



### 【保健福祉医療審議会 地域福祉計画部会】

保健福祉医療審議会の部会として素案を取りまとめ、審議会に報告しました。

### 【地域福祉計画検討会議】

健康福祉部及び関係各課の課長級の職員等で構成する本市の内部組織で、地域福祉計画部会の依頼で調査・検討を行い、検討案を部会に提案しました。

### 【地域福祉計画検討会議作業部会】

健康福祉部及び関係各課の職員等で構成する本市の内部組織で、地域福祉計画検討会議の指示で調査・検討を行いました。

### 【校区健康福祉検討会】(住民ワークショップ)

計画づくりに住民等の意見を反映させるため、若狭、さつき、大道、石嶺の4つの小学校区をモデル地域に選定し、平成16年(2004年)4月から7月まで毎月1回「住民ワークショップ」を開催しました。



## 第2章 地域福祉の現状と課題

### 1 地域福祉を取り巻く現状

「地域福祉を取り巻く現状に関する図表」(31 ページ以降の資料編に掲載)から、那覇市の地域福祉を取り巻く現状が次のとおり見えてきました。

- (1) 65 歳以上の高齢者人口、一人暮らしの高齢者<sup>\*</sup>・高齢者夫婦世帯の割合が増加し、14 歳以下の年少人口、1 世帯当たり<sup>\*</sup>の人員、合計特殊出生率が減少する等、「少子高齢化」<sup>\*</sup>「核家族化」が進んでいます。
- (2) 生活保護を受けている世帯<sup>\*</sup>・人員ともに増加傾向にあり、高齢者世帯が被保護世帯の半数を超えています。保護率は、県平均を上まわり全国平均の約 2.2 倍となっています。
- (3) 障害者(身体・知的・精神)手帳所持者数は年々増加し、なかでも身体障害者手帳<sup>\*</sup>交付者数に占める内部障害(心臓・呼吸器・腎臓機能等の障害)の割合が増加しています。
- (4) 地域活動の中心となる自治会の加入率は減少傾向にありますが、ボランティア登録<sup>\*</sup>をしている団体・個人とNPO法人(特定非営利活動法人)は増加傾向にあります。

### 2 住民ワークショップから明らかになった課題

市内の4つの小学校区(若狭、さつき、大道、石嶺)で、地域の健康と福祉の課題やその解決のヒントについて話し合った「住民ワークショップ」から、各小学校区に共通する課題が次のとおり明らかになりました。

- (1) 必要な情報が必要な人に必要なときに得られる仕組みづくり
- (2) 生活の困り事を身近で気軽に相談できる窓口
- (3) 地域の人材・資源の発掘と住民活動をリードするリーダー養成
- (4) 健康・福祉サービスの向上やサービス利用者のニーズの把握
- (5) 住民同士のつながりを深め、自治会活動を活性化する等地域パワーの押し上げ
- (6) 新旧住民間や世代間の交流の機会と地域での活動拠点の確保
- (7) 公共施設の活用(空き教室の学童保育利用、公共施設の住民等への開放促進等)
- (8) 地域と学校との連携強化(普通学校での障害児の受け入れ、地域活動強化等)
- (9) みんなが安心して利用できる道路・公園・公共施設

### 3 バリアフリーアクセス状況調査から明らかになった課題

平成13年度(2001年度)に実施した<sup>\*</sup>バリアフリーアクセス状況調査から明らかになった課題は次のとおりです。

#### (1) バリアフリーのまちづくりに対する取り組みの強化

新規の建築物等については、「<sup>\*</sup>那覇市福祉のまちづくり条例」に基づく整備が進み、条例の趣旨が徐々に浸透してきていますが、既存の建築物、道路、公園等では一部を除いて改善が進んでいません。福祉のまちづくりについて、事業者をはじめ住民等に対し意識啓発を図り、条例の充実や見直しを検討する必要があります。

#### (2) 高齢者や障害者を取り巻く交通環境の充実

本市の交通環境は、段差や急な傾斜のある歩道が多い、歩道上に障害物が多い、バスの乗り降りに段差が大きく危険である等、特に高齢者や障害者が円滑に移動する上で困難な状況にあります。高齢者や障害者の社会参加を促進する上で、快適に外出し移動できる環境を整えることが重要です。

#### (3) 高齢者や障害者支援を軸にした地域活動の充実

地域活動の中心となる自治会、老人会、婦人会等の団体においては、会員の減少や新たな会員の確保等、活動を支える人材の確保が大きな課題となっており、人材の不足が活動の低下や停滞を招いている状況にあります。こうした中で、多くの団体が高齢者支援の充実、とりわけ、子どもと高齢者との交流を望んでいます。

#### (4) ボランティアの活動機会の充実

住民の2、3割にボランティア経験があり、参加意向も大幅に増えています。地域のボランティア活動を活発にするため、活動機会の創出や活動情報の提供等、活動に参加しやすい状況をつくっていく必要があります。

### 4 地域福祉を展開する上での課題

#### (1) 住民の地域福祉活動への主体的な参画の促進

少子高齢化の進展、高い保護率、内部障害者の増加といった現状から、住民一人ひとりが抱える<sup>\*</sup>潜在的な健康や福祉の課題は多く、今後も増加すると考えられます。また、核家族化や自治会加入率の低下等から住民間の交流が停滞していると推測されるものの、「住民同士のつながり」を求める声も多く聞かれ、ボランティアやNPOの増加等からも、支え合いや思いやりの意識は高まりつつあると考えられます。

以上のことから、増加する住民の生活課題を地域で解決していくためには、住民と地域で活動するボランティアやNPOとを結びつけつつ、住民一人ひとりの主体的な支え合いや助けあいの活動を引き出すことが必要となります。

## (2) 住み慣れた地域で自立した生活を営むための仕組みづくり

健康、介護、子育てや各種福祉サービスについて、利用できるサービスや地域の支援、活動グループ等の情報を必要なときに得たいという声が多く、また生活する上での心配事や困り事を身近で気軽に相談できる場が欲しいとの声も多く出されました。

だれもが住み慣れた地域で安心して自立した生活を営むためには、住民が身近な地域で正確な健康福祉情報を的確に得ることができ、最適な健康福祉のサービスが受けられるような仕組みが必要です。とりわけ、今後も増加が見込まれる高齢者や障害者の権利擁護や相談体制を充実し、適切な健康福祉サービスの利用の促進を図るとともに、医療機関を含めた事業者との保健福祉のネットワークをつくる等、住民一人ひとりに最適な支援が届く仕組みが必要です。

## (3) バリアフリーのまちづくりの強化と交通環境の充実

安心して利用できる道路・公園や、地域での防犯や防災に対する取り組みの強化といった意見も出されました。

だれもが安全で快適に、また安心して生活できるまちづくりのためには、ハードやソフト両面からのバリアフリーを推進し、災害等緊急時に備えた体制の整備が必要です。



### … 住民ワークショップの様子 …

住民ワークショップの開催状況を 42 ページに掲載しています。

若狭小学校区



【若狭おとめチーム】

新旧住民の交流の機会が少ないことから、公園の里親活動や公園を活かしたイベント等公園を活用した地域づくりが必要。



【若狭ゆいグループ】

空き教室の活用や身近な地域での活動拠点づくりによって、地域に住んでいる住民自ら地域を見守る体制をつくりたい。

### さつき小学校区



【さつきレインボーチーム】

普通学校での障害児の受け入れや地域と学校との連携、ご近所のつながりの必要性等が話し合われました。



【さつきビレッジチーム】

登下校時の安全や健康づくりのため、情報伝達の工夫と、歩きやすく憩える歩道や公園等の環境づくりが必要。

### 大道小学校区



【ときわの松チーム】

地域パワーを押しあげるために、地域への関心を高め、顔の見える関係をつくるとともに、地域の人材発掘や情報伝達の工夫が必要。



### 石嶺小学校区



【いしんみチーム】

子どもたちが気軽に相談したり、何でも話ができる場として、学校帰りに寄り道できる「ぜんざい屋」や、親身になって相談でき、愚痴がこぼせる「親の居場所」を地域につくりたい。



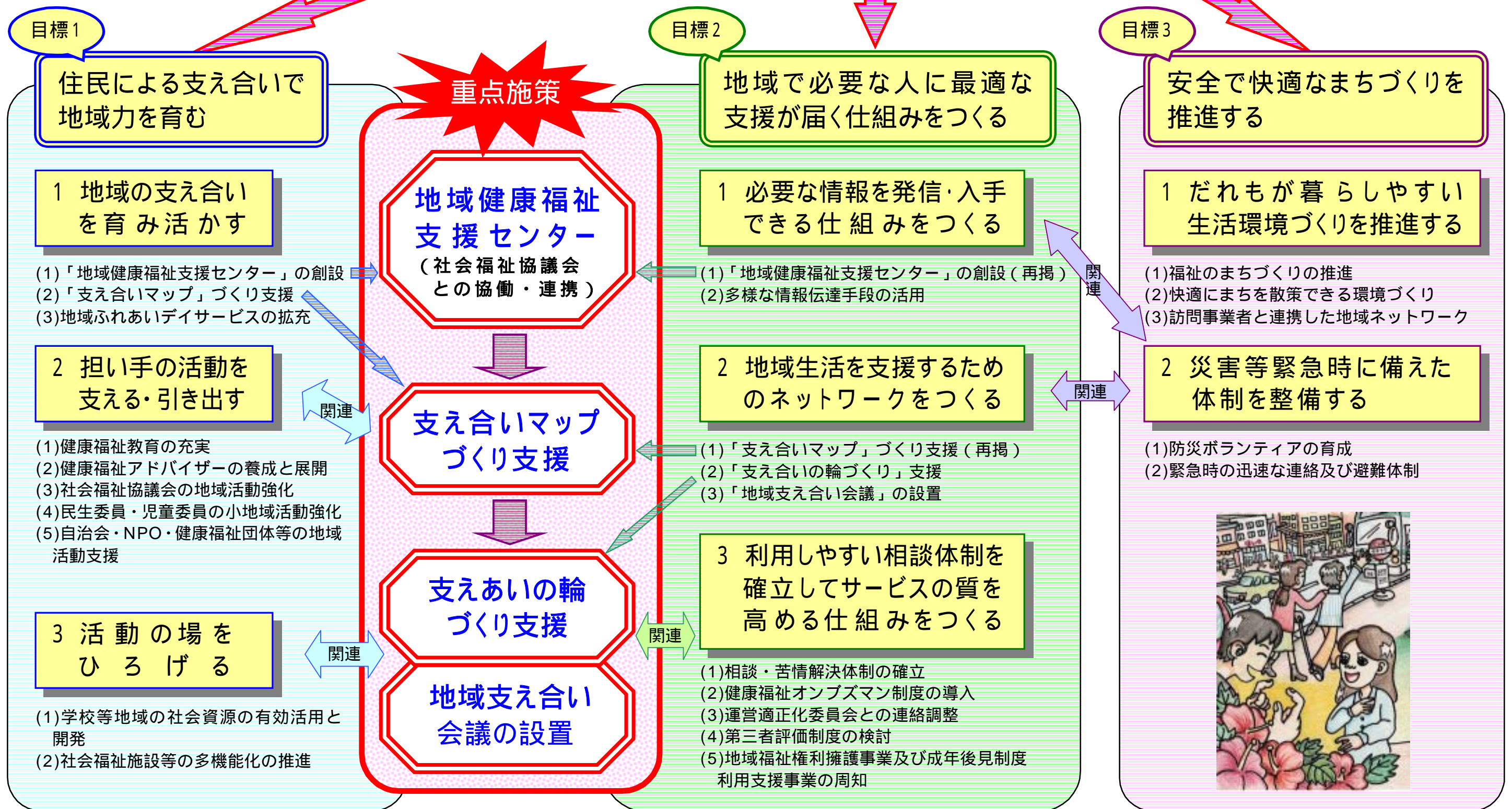
【清ら<sup>ちび</sup><sup>ぢむ</sup>いしみねチーム】

地域住民が自治会活動へ積極的にかかわることで、自治会活動の活性化につなげ、老人クラブを中心に地域づくりを展開していきたい。



基本理念 一人ひとりの‘**想い**’が生かされるまちづくり ~ **健やかに安心・自立**して暮らせるゆたかな那覇をめざして ~

地域福祉を展開する上での視点 個人の尊重《一人ひとりを大切に》 住民主体《一人ひとりが主人公》 協働《みんなで分け合って》 地域性《地域らしさを大切に》  
利用者本位《本人にとっての身近さ、気軽さ、魅力を追求して》 地域の社会資源の活用《人材や資源の有効活用》



(基本理念、目標、施策の関係図)

## 1 計画の基本理念

『第3次那覇市総合計画』で掲げた都市像「住みよい生活都市」の実現をめざすため、那覇市地域福祉計画の基本理念を次のとおり掲げます。

### 一人ひとりの想いが生かされるまちづくり

～健やかに安心・自立して暮らせるゆたかな那覇をめざして～

住民ワークショップや審議会（地域福祉計画部会）での話し合いの中で、地域の福祉課題を、児童・高齢者・障害者のように対象者ごとに考えるのではなく、健康・介護・子育て・安全といった、地域で暮らすすべての人に関わる共通のテーマをもとに考えました。

この話し合いから、子どもであろうとお年寄りであろうと、障害であろうとなかろうと、男性であろうと女性であろうと、だれにとっても地域そのものが、健やかに、安心して、また自立して暮らせる場所になることが最も重要であることを確認しました。

住民同士のふれあいや学び合いをとおして、心身ともに「健やか」に生きる意欲が高まり、地域のさりげない見守りや、近所に相談相手がいるといったつながりが「安心」感を生み、地域でお互いに助け合うことで、地域の一員として「自立」した生活が可能になります。

そして、これらに共通して大切なことは、地域で暮らす“一人ひとりの想い”を引き出し、つなげ、お互いに共有しながら、まちづくりに生かしていくことです。

一人ひとりの顔がつながり、お互いにわかり合える関係が日常的に地域にあれば、支え合いや助け合いが自然に生まれ、ひとりで悩みを抱えている人や声を出しにくい人の想いに応えることができるようになるでしょう。また、たとえ災害に直面したとしても、地域で力を合わせて様々な困難を乗り越えることもできるでしょう。

地域の支え合いや助け合いは、一人ひとりの顔が日常的につながる関係、言い換えれば小地域での“普段着の福祉”から始まり、継続的なまちづくりの活動へと発展します。

一人ひとりの想いが生かされ、いきいきとかがやき、ひともまちも活力にあふれゆたかになる・・・それが、私たち一人ひとりが創る那覇の地域福祉の姿です。

## 2 地域福祉を展開する上での視点

本市の地域福祉を展開する上での視点は、次のとおりです。これらの視点は、計画策定はもとより、地域福祉を推進する上での基本的な視点にもなります。

### 個人の尊重《一人ひとりを大切に》

- ・・・ だれもが健やかに安心・自立して暮らすためには、お互いに基本的人権を尊重し、一人ひとりの個性を認め合い、それぞれの生き方を大切にすることです。

### 住民主体《一人ひとりが主人公》

- ・・・ 健康も安心もそしてゆたかなまちも、だれかが与えてくれるものではありません。一人ひとりが地域の一員として、地域の様々な取組みに参画し、自ら選択・決定することによって、より望ましい自分を実現し、そしてよりゆたかな地域をつくることができます。

### <sup>\*</sup>協働 《みんなで分け合って》

- ・・・ 地域のあらゆる生活課題を解決するためには、住民一人ひとりの力とともに、地域で活動する多様な人や組織（民生委員・児童委員、ボランティア団体、自治会、NPO、社会福祉協議会等の社会福祉事業者をはじめ医療機関、企業等の事業者、そして行政機関等）が多様な交流を図り、役割分担して取り組むことが必要です。

### 地域性《地域らしさを大切に》

- ・・・ 住み慣れた地域で生涯ゆたかに暮らしていくためには、それぞれの地域の特性に見合った活動やサービスのあり方を考える必要があります。この計画における“地域”とは、小学校区を基本とした小規模な地域を想定しています。

### 利用者本位《本人にとっての身近さ、気軽さ、魅力を追求して》

- ・・・ サービス利用者にとって利用しやすく、また利用したくなるサービスや施設をめざし、追求していくことが大切です。地域の福祉活動についても、参加しやすく、また参加したくなる活動であることが大切です。このことが、サービスの質の向上や活動のひろがりにつながります。

### <sup>\*</sup>地域の社会資源の活用《人材や資源の有効活用》

- ・・・ 少子高齢社会を迎えて、地域の限られた社会資源（地域資源）を知恵と工夫で引き出し、また活用することも重要です。特に、地域の多様な人材を発掘し育て、また地域にある既存の施設や組織等のあらゆる社会資源を有効活用し、組み合わせていくことが、ゆたかなまちをつくり次世代へつなぐこととなります。

### 3 計画の目標

第2章「地域福祉の現状と課題」をもとに、計画の「基本理念」と「地域福祉を展開する上での視点」を受けて、次のとおり3つの計画目標を掲げます。

#### 住民による支え合いで地域力を育む

地域の主人公は、住民一人ひとりです。

地域の課題を自ら解決する「地域力」を発揮できるのも、住民一人ひとりです。

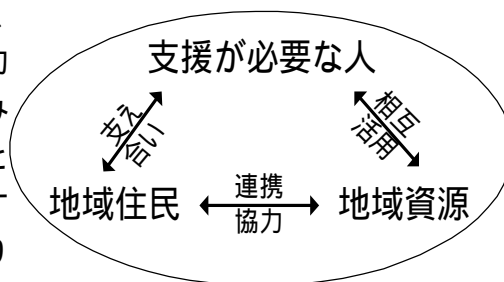
少子高齢社会の到来や厳しい財政状況等の社会情勢にあって、よりゆたかで住みよい地域をつくるためには、住民同士の支え合いや助け合いにより「地域力」を育むことがますます必要になっています。

「地域力」を育むために、日頃から住民が行っているさりげない支え合いや助け合いの流儀を学び、住民一人ひとりの“想い”や“力”を引き出して、住民等による多様な活動に活かします。

#### 地域で必要な人に最適な支援が届く仕組みをつくる

一人ひとりの“想い”には、何らかの支援を必要とする“想い”が含まれていることがあります。だれもが健康で自立した生活ができるように、そのような支援が必要な人の“想い”も拾い上げ、多様な地域資源と結びつけて、その人にとって最適な支援が届くようにすることが必要です。

最適な支援や必要な情報が届くようにするために、日頃から住民が行っているさりげない支え合いや助け合いの流儀を用いて、地域で生活を支援する仕組みや住民と地域の関係者とのネットワークをつくるとともに、行政と事業者とが連携して健康や福祉に関する相談体制を確立し、各種サービスの質の向上を図ります。



#### 安全で快適なまちづくりを推進する

住民一人ひとりが安心して働き、学び、遊び、暮らすためには、住宅、道路、公園、公共施設等の日常の生活環境が、安全で快適に利用できることが必要です。

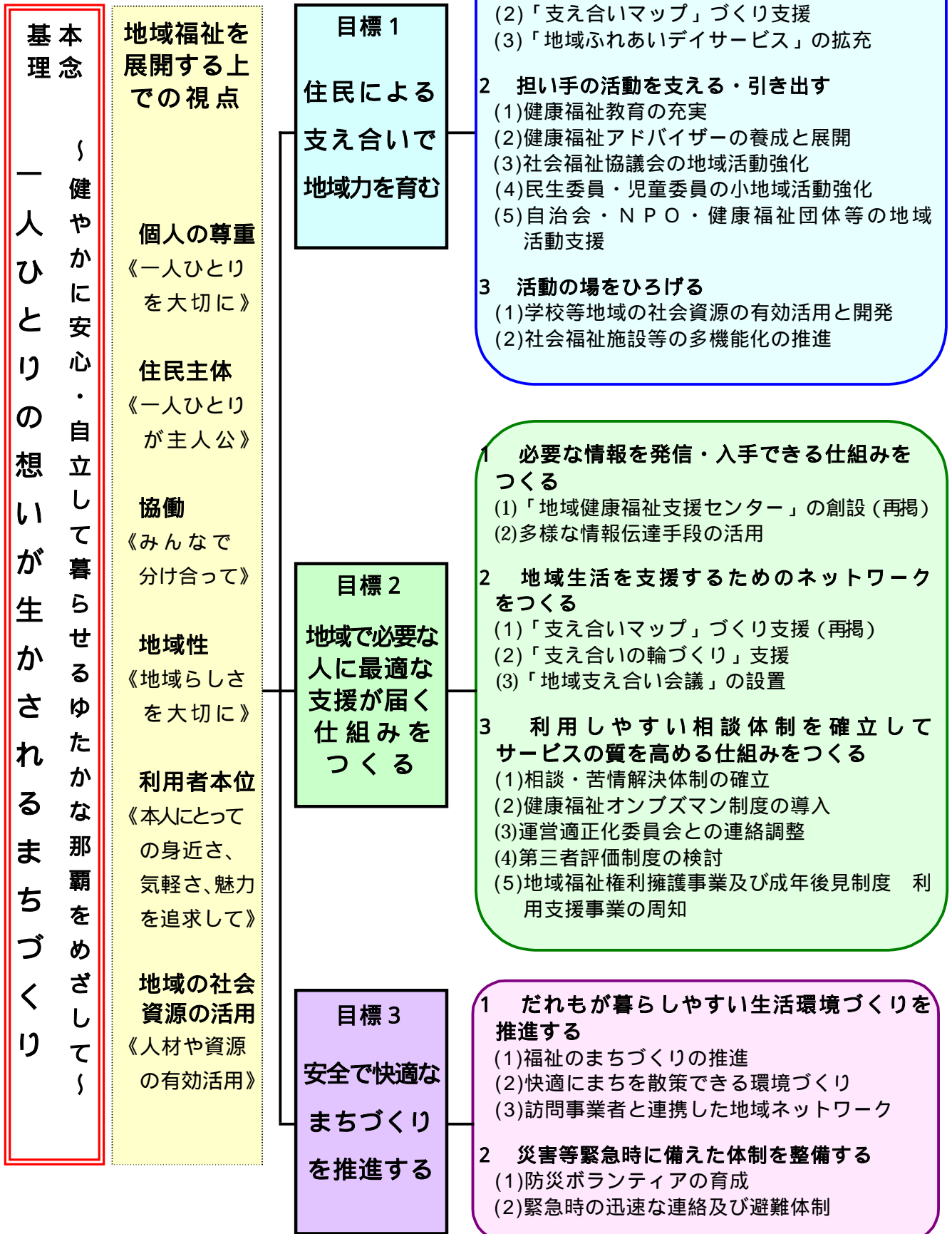
そのために、道路や建築物等の障壁をなくす「バリアフリー」のまちづくりを進めるとともに、年齢、性別、障害、国籍といった人それぞれの特性や違いを超えて、すべての人にとって利用しやすく安全で快適なまちづくり等をめざす「ユニバーサルデザイン<sup>\*</sup>」の視点で、生活環境の整備を推進します。

また、住民、事業者、その他関係組織が連携して、地域の防犯や防災に取り組むことによって、安全に、そして安心して暮らせるまちづくりを推進します。



4 施策の体系図

( 施策目標及び施策 )



印は重点施策

# 各論

---

- 第 4 章 住民による支え合いで地域力を育む
- 第 5 章 地域で必要な人に最適な支援が届く仕組みをつくる
- 第 6 章 安全で快適なまちづくりを推進する
- 第 7 章 重点施策
- 第 8 章 計画の推進に向けて

## 第4章 住民による支え合いで地域力を育む

### 1 地域の支え合いを育み活かす

#### (1) 「地域健康福祉支援センター」の創設

住民による支え合いを支援し、地域の社会資源の調整を図るため、「地域健康福祉支援センター」を設置します。

健康福祉部内に基幹となる地域健康福祉支援センターを設置し、「支え合いマップ」づくり(後掲)の支援や普及を図るとともに、「支え合いの輪づくり」(後掲)を支援し、「地域支え合い会議」(後掲)を開催します。

また、地域の身近な相談窓口としての役割も担う地域健康福祉支援センターを市内3地域に設置します。

#### (2) 「支え合いマップ」づくり支援

「支え合いマップ」とは、住民による支え合いを育むため、地域の社会資源や住民の支え合いに関する状況を記した地図のことで、住民有志、民生委員・児童委員、社会福祉協議会の福祉コーディネーター等を中心とした地域の関係者により作成されます。

このマップは、一人暮らしの高齢者や福祉施設等を地図に記すだけのこれまでの福祉マップとは異なり、100世帯程度を単位とした地域住民を対象に、地域住民同士のつながりや日頃の支え合いの関係を丁寧に聴き取り、地図に記入します。

地域健康福祉支援センターは、「支え合いマップ」づくりを支援し、マップづくりの普及を図るため研修会の開催等を行います。

このマップづくりの過程で、地域の生活課題や社会資源等を掘り起こし、地域の支え合いによる解決を図ることで、地域の福祉力が高まることをめざします。

#### (3) 「地域ふれあいデイサービス」の拡充

より多くの高齢者が、身近な地域で健康づくりや生きがいづくりに取り組めるよう、「<sup>\*</sup>地域ふれあいデイサービス」の開催地域や参加人数の拡充を推進します。また、それぞれの地域特性を踏まえながら、対象者の拡大(障害者、児童または子育て中の母親等)を検討し、地域ぐるみの支え合い活動への展開をめざします。

印の重点施策については、24～29ページで詳しく説明しています。

## 2 担い手の活動を支える・引き出す

### (1) 健康福祉教育の充実

だれもが支援を必要とする<sup>\*</sup>当事者になり、また支援する担い手にもなることから、健康や福祉については、障害者や高齢者等特定の人に関する特別な事柄としてではなく、だれもがよりよくゆたかに生きることとして捉え、身近な家庭や地域、学校、職場等との関わりの中で考えることが大切です。

健康教育、福祉教育のいずれも、命を大切にし、思いやりの心を育むことが基礎にあり、自分の命を大切にすることが周りの人々の命を大切にし、思いやりの心を育むことにつながります。

学校教育においては、「総合的な学習の時間」や「なはサマーボランティア」等の体験学習の機会をとおして、地域や地域に住む多様な人々への理解と関心を深め、思いやりの心を持って助け合う態度を育て、健康や福祉について主体的に考えるプログラム、特に身近な地域の生活課題と結びつけた体験プログラムを検討する必要があります。

生涯学習の観点からは、住民、NPOや社会福祉協議会をはじめ事業者等と連携し、地域や公民館で開催される行事や各種講座、職場における研修等のあらゆる機会に健康や福祉の要素を盛り込むことを検討し、また地域を支える人材として、退職者や退職間近のいわゆる“<sup>\*</sup>団塊の世代”の幅広い経験や能力の活用を図ります。また、地域の多様な生活課題に対応したボランティア養成講座の開催を検討します。

### (2) 健康福祉アドバイザーの養成と展開

「健康づくり推進員<sup>\*</sup>」、「食生活改善推進員<sup>\*</sup>」、「母子保健推進員<sup>\*</sup>」、「福祉協力員<sup>\*</sup>(社会福祉協議会より委嘱)」等、地域で活動している方々や、元保健医療福祉関係者でボランティア活動をしている方々等を地域の“健康福祉アドバイザー”として位置付け、生活課題に関する身近な相談ボランティアとして民生委員・児童委員とともに地域への展開を図ります。

### (3) 社会福祉協議会の地域活動強化

地域福祉を展開する上で、地域福祉を推進する使命をもった社会福祉協議会との協働が必要です。特に「支え合いマップ」づくりを普及させ、「支え合いの輪づくり」において地域の社会資源を調整するためには、社会福祉協議会職員のコーディネート力が必要不可欠です。これらの取り組みをとおして、社会福祉協議会がより地域に根ざしたコーディネート機関としての役割を発揮することで、地域自ら地域の課題を解決する「地域力」を高めることにつながります。

#### (4) 民生委員・児童委員の小地域活動強化

100世帯程度の小地域における地域住民の細かな生活課題を拾い上げ、地域での解決を促進するためには、地域住民にとって身近な相談役である民生委員・児童委員の果たす役割がますます重要となっています。

そのため、民生委員・児童委員活動の一環としての「支え合いマップ」づくりを支援し、地域活動の充実につなげ、地域住民による支え合いを育みます。

#### (5) 自治会・NPO・健康福祉団体等の地域活動支援

「支え合いマップ」づくりや「支え合いの輪づくり」については、自治会等の地域自治組織、健康・福祉・まちづくり等に関わる活動を行うNPO、健康や福祉の増進を目的に活動する地域の健康福祉団体等の多様な団体の協力が必要であるため、これらの団体との連携の強化を図ります。また、これらの団体等が「支え合いの輪づくり」を行う際に、地域福祉基金事業補助金等により必要な活動支援を行います。

### 3 活動の場をひろげる

#### (1) 学校等地域の社会資源の有効活用と開発

住民の支え合い活動や地域交流活動の拠点として、また地域健康福祉支援センターの設置場所として、既存の公共施設や民間施設等を有効活用します。

地域のコミュニティーづくりや地域と学校との連携、交流の充実を目的に小中学校施設の一部を開放している「地域学校連携施設」について、住民等の積極的な利用を促進します。

また、社会福祉施設の地域への開放を促進し、住民等がより利用しやすい施設提供のあり方について検討します。

さらに、「支え合いマップ」から明らかになる地域の社会資源を活用して、住民による支え合いや地域活動の場を開発していきます。

#### (2) 社会福祉施設等の多機能化の推進

児童館、保育所・保育園、老人福祉センター等の社会福祉施設を地域福祉活動の拠点として捉え、利用者の門戸をひろげるとともに、より多くの住民等の交流や助け合い・ふれあいの場としての活用を図ります。

## 第5章 地域で必要な人に最適な支援が届く仕組みをつくる

### 1 必要な情報を発信・入手できる仕組みをつくる

#### (1) 「地域健康福祉支援センター」の創設（再掲）

市内3地域に設置する地域健康福祉支援センターについては、健康福祉に関する地域の身近な相談窓口として、また健康福祉情報を発信または入手できる場としての役割を担います。

#### (2) 多様な情報伝達手段の活用

健康、福祉、安全、その他行政や地域に関する情報について、より多くの住民等が発信または入手できるよう、多様な情報伝達手段の活用を図ります。

市の広報紙、ラジオ広報、自治会等の地域掲示板、その他情報媒体の活用を図るとともに、地域の商店、スーパーマーケット、コンビニエンスストア等地域住民の集まる場所への掲示依頼や掲示板の設置等を検討します。

また、近年の情報通信技術の進展や、携帯電話の普及、インターネットの利用者の増加といった状況を踏まえ、市のホームページにおける健康福祉情報を充実させるとともに、インターネット上で相談や問い合わせが可能な電子相談システムの拡充を図り、定期的に希望者へ健康・福祉・安全等の情報を配信する電子メールマガジンサービスの導入を検討します。

さらに、身近な地域での相談や助言をとおして、地域住民が健康福祉に関する情報の発信や入手ができるよう、地域の民生委員・児童委員、在宅介護支援センター、各相談支援センター、保育所等の役割について広報を強化し周知に務めます。

### 2 地域生活を支援するためのネットワークをつくる

#### (1) 「支え合いマップ」づくり支援（再掲）

「支え合いマップ」は、地域において支援が必要な当事者を把握し、またその当事者に関わる住民等や地域の支え合いの状況を確認するためにも作成され、地域における課題としてまとめられます。

#### (2) 「支え合いの輪づくり」支援

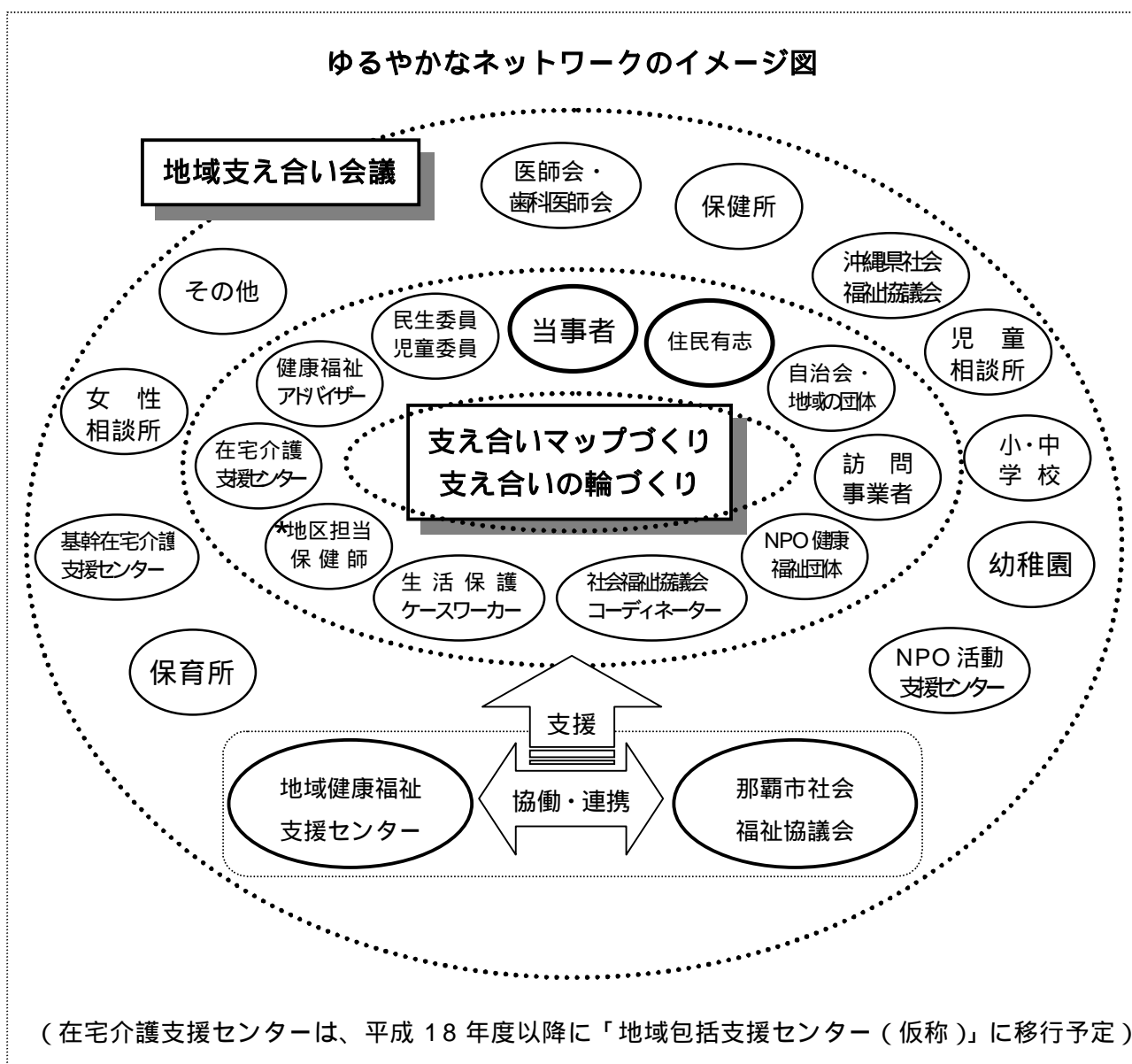
この計画において「支え合いの輪づくり」とは、「支え合いマップ」からわかる社会資源等をもとに、地域の様々な課題の解決のため、地域の関係者を中心にあらたに住民による支え合いを生み出していくことを表します。

マップでわかる地域住民のさりげない支え合いの流儀をもとに、地域健康福祉支援センターと社会福祉協議会の福祉コーディネーターとが必要に応じて社会資源の調整を行い、住民等による「支え合いの輪づくり」につなげます。

また、マップづくりから地域住民同士や地域関係者との顔がつながりゆるやかなネットワークが生まれることを支援し、このネットワークをもとに地域で支援が必要な当事者の課題を地域で解決できるよう調整を図り、住民等による「支え合いの輪づくり」につなげます。

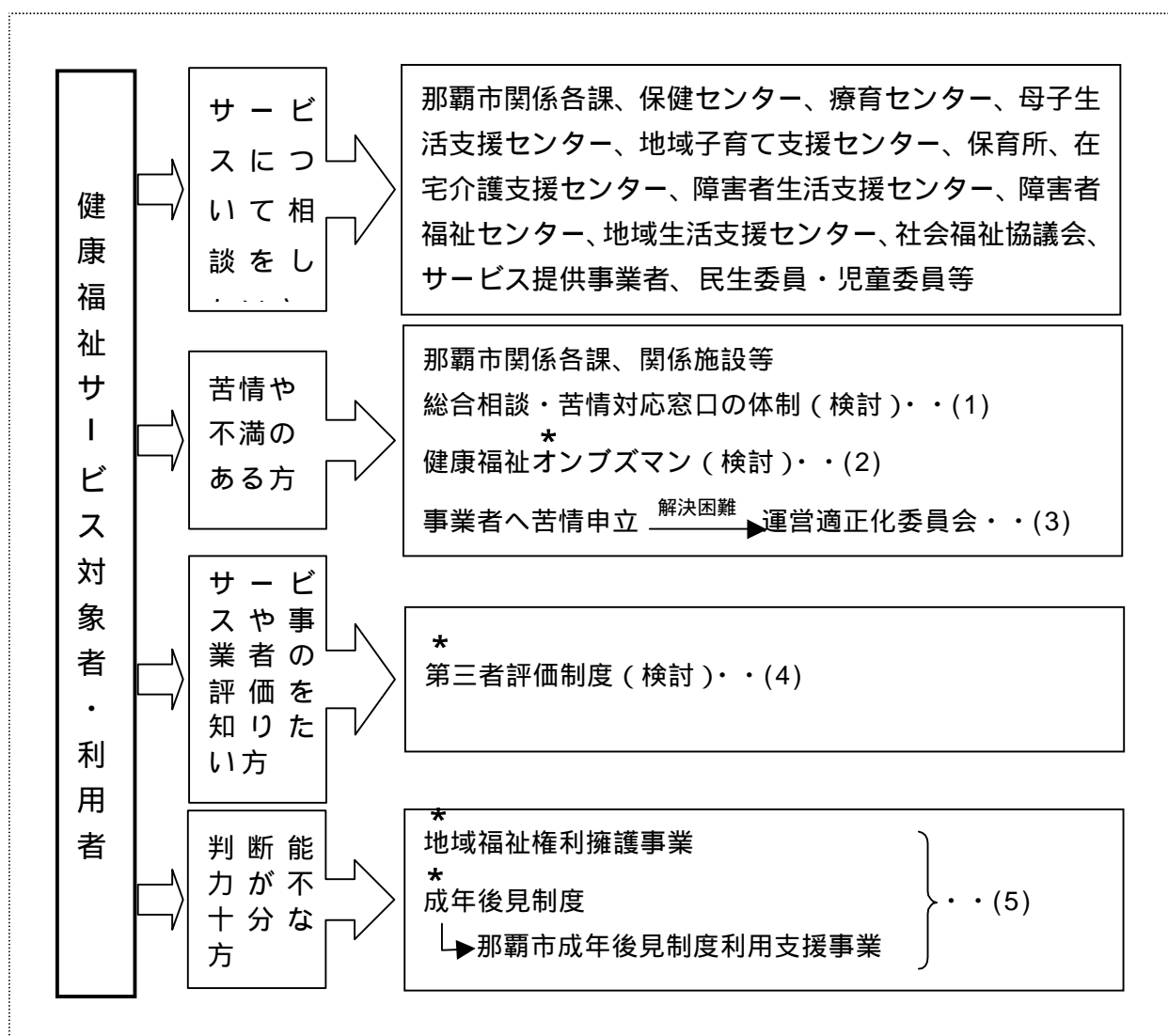
### (3) 「地域支え合い会議」の設置

「支え合いの輪づくり」において解決が困難な事案について、専門家等で協議する「地域支え合い会議」を開催し、支援が必要な当事者にとってよりよい解決策を創出します。



印の重点施策については、24～29ページで詳しく説明しています。

### 3 利用しやすい相談体制を確立してサービスの質を高める仕組みをつくる



#### (1) 相談・苦情解決体制の確立

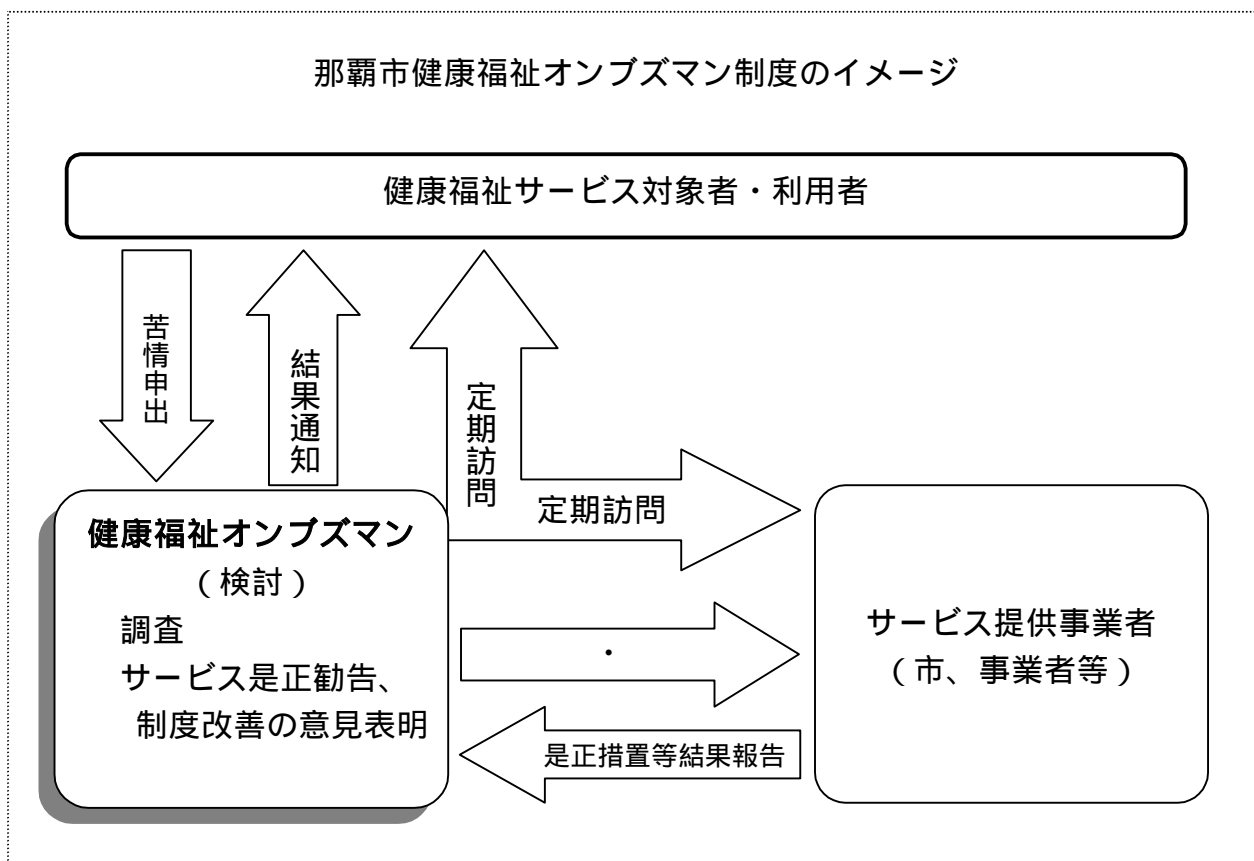
住民一人ひとりが抱える悩みや生活課題は多岐にわたっているため、その当事者の立場に立って、個別の制度の利用のみならず様々なサービスや資源を組み合わせることで総合的に対応する必要があります。

このため、相談に訪れた住民を職員が率先して適切な窓口やサービスにつなげられるよう、健康福祉サービス全般の知識と意識の向上を図るため、地元大学の協力を得た職員の研修を充実強化します。また、市の健康福祉サービスに関する相談や苦情がある場合の対応は各課毎に異なるため、統一的に相談や苦情に対応し、市の健康福祉サービスの改善につなげる仕組みづくりを検討します。



## (2) 健康福祉オンブズマン制度の導入

福祉に関するオンブズマン活動をしているNPO等との協働により、健康福祉サービスの対象者や利用者の権利擁護を進めていきます。その上で住民の利益を守るため、市や事業者が提供する健康福祉サービスに関する苦情や不満を受け付けて、公正かつ中立な立場で住民に代わって調査し、必要な場合は市や事業者等のサービス提供事業者にサービス内容の是正を勧告し、制度改善のための意見表明を行う「健康福祉オンブズマン制度」の導入を検討します。



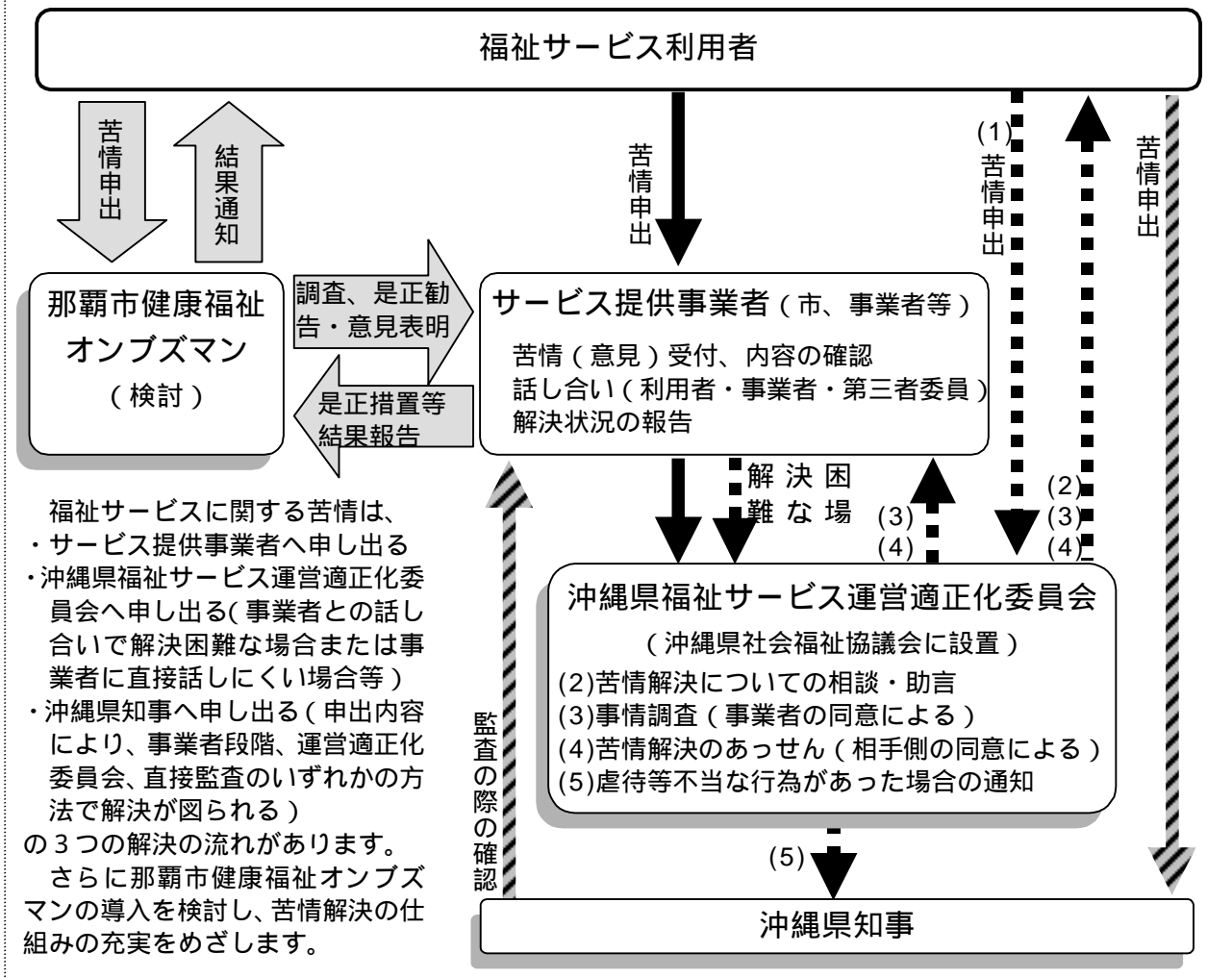
## (3) 運営適正化委員会との連絡調整

福祉サービスに関する苦情が生じた場合は、利用者とサービス提供事業者との間での解決を促すとともに、事業者が選任した第三者委員が関与しても解決できない問題については、沖縄県福祉サービス運営適正化委員会（沖縄県社会福祉協議会内）で解決を図る苦情処理の流れをつくります。

## (4) 第三者評価制度の検討

現在、沖縄県社会福祉協議会が進めている福祉サービス第三者評価制度に関する調査研究や試行事業の動向を踏まえながら、事業者によるサービスの質の向上や経営の透明性を推進し、サービス利用者が適切なサービスをより主体的に選択できるような情報公開のあり方もあわせて検討します。

## 福祉サービスに関する苦情解決の仕組み



### （5） 地域福祉権利擁護事業及び成年後見制度利用支援事業の周知

#### 地域福祉権利擁護事業の周知

認知症（痴呆症）や知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な人について、福祉サービスを適切に利用できるよう援助するため、南部地域福祉権利擁護センター（那覇市社会福祉協議会内）が実施している「地域福祉権利擁護事業」の周知に努め、利用を促進します。

#### 成年後見制度利用支援事業の周知

精神上的障害によって判断能力が十分ではない人（認知症（痴呆性）高齢者や知的障害者、精神障害者等）を保護し支援するための成年後見制度の周知に努めるほか、福祉サービスを利用する際に成年後見制度を利用したくても、申立てる親族がいないため利用できない人、さらに申立費用や後見人等の報酬が負担できない人の利用を支援するため、市長が親族に代わって後見人等の申立てを行うとともに、申立費用や後見人等の報酬を支援する「成年後見制度利用支援事業」の周知と利用の促進を図ります。

## 第6章 安全で快適なまちづくりを推進する

### 1 だれもが暮らしやすい生活環境づくりを推進する

#### (1) 福祉のまちづくりの推進

だれもが安全で快適に施設等を利用でき、社会活動へ自由に参加できるよう、福祉のまちづくりを推進するとともに、近年の少子高齢化の進展やユニバーサルデザインの普及等による社会情勢の変化を踏まえ、整備対象範囲の拡大やハートビル法との整合性の検証等、那覇市福祉のまちづくり条例の見直しを検討します。

また、高齢者や身体障害者等の社会参加において、公共交通機関を利用した移動は重要な手段であることから、交通バリアフリー法に基づく基本構想を作成してモノレール駅周辺道路のバリアフリー化を進める等、公共交通機関を利用する上での利便性を高め、高齢者や身体障害者を含めただれもが安全で快適に利用できる交通環境の整備を推進します。

#### (2) 快適に“まち”を散策できる環境づくり

道路や公園等の整備や再生については、バリアフリー化とともに、歩くことが楽しくなるよう工夫し、住民の交流や憩い、健康づくりの場となるよう、快適性の視点も大切にします。そのため、計画段階からの住民の参画を推進します。

#### (3) 訪問事業者と連携した地域ネットワーク

新聞配達、乳酸菌飲料販売、置き薬販売等の戸別訪問を行っている事業者と連携して、健康に関するアドバイス、一人暮らし高齢者等の見守りや声かけ運動等を展開します。

### 2 災害等緊急時に備えた体制を整備する

#### (1) 防災ボランティアの育成

那覇市地域防災計画に基づき、社会福祉協議会と連携して地域ボランティアの育成と専門ボランティアの登録を促進し、災害時における研修等を開催します。また、「自分たちのまちは自分たちで守る」という連帯感に基づいて地域住民や自治会等が自発的につくる「自主防災組織」の結成を支援します。

#### (2) 緊急時の迅速な連絡及び避難体制

自力で避難することが困難な高齢者や障害者等について、災害や事故等の緊急時に円滑・迅速な救援活動を行うため、「緊急通報システム」や「災害ユイマール登録制度」の利用促進を図ります。また、支え合いマップをもとに、地域の関係者等が、支援の必要な地域住民を日頃から把握し、災害等の緊急時における迅速な安否確認や救出等につなげます。

## 第7章 重点施策

### 1 「地域健康福祉支援センター」の創設

#### (1) 地域健康福祉支援センター

地域健康福祉支援センターは、

- 「支え合いマップ」づくり支援、研修会開催
- 「支え合いの輪づくり」支援、関係部署等との調整
- 「地域支え合い会議」の開催、調整

等の重点施策に関する事業を実施して、住民による支え合いを支援する役割を担います。

計画初期においては、基幹地域健康福祉支援センターを市役所本庁の健康福祉部内に設置し、地域の民生委員・児童委員をはじめ福祉関係者、住民有志、NPO等を対象に「支え合いマップ」づくりの研修会を開催して、マップづくりの趣旨の理解や技術の習得を図ります。

また、健康福祉部内各課や関係する事業者等と連携を図りながら、既存の「地域ケア会議」の「地域支え合い会議」への統合を視野に入れ、上記 から までの事業を推進します。

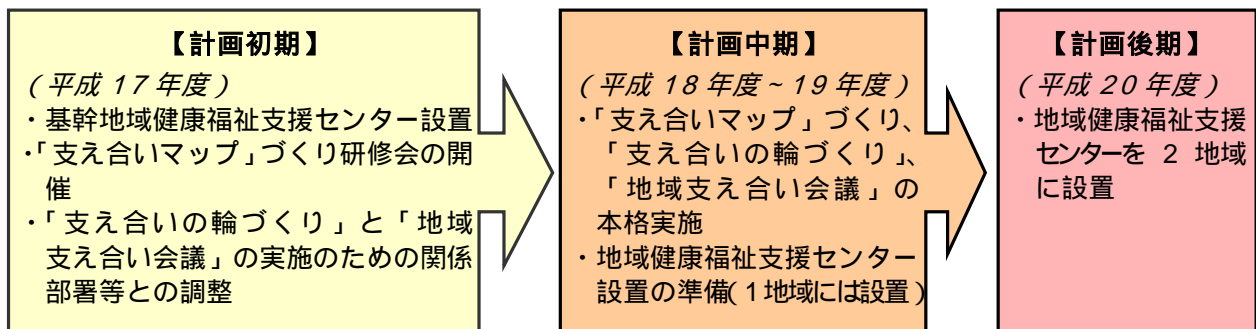
#### (2) 地域健康福祉支援センターの展開

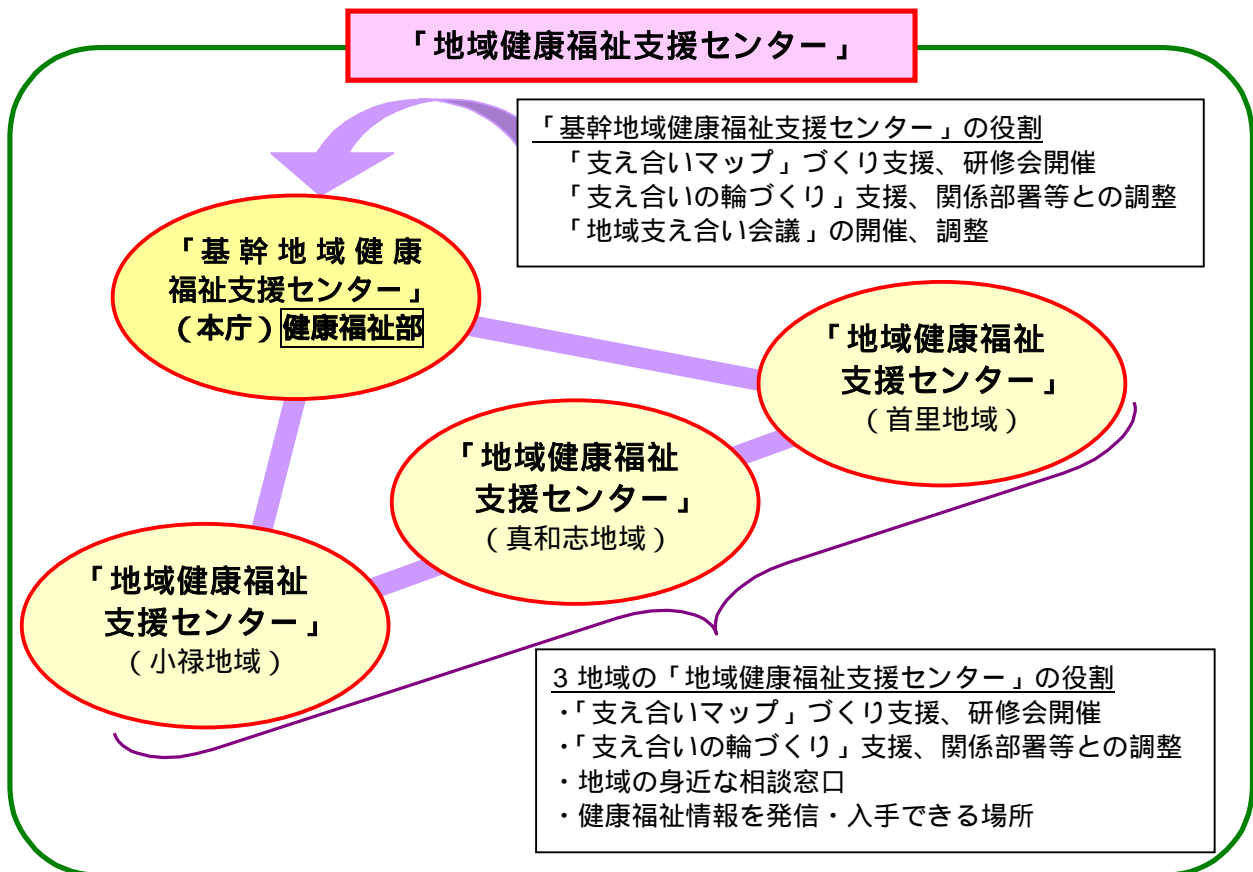
計画中期に首里・真和志・小禄の3地域への地域健康福祉支援センター設置の準備(うち1ヶ所については計画中期に設置)をします。

計画後期には、保健センター、老人福祉センター、あるいは在宅介護支援センター等の既存の施設を活用して、市内2地域への地域健康福祉支援センターの設置をめざします。

これらの地域健康福祉支援センターは、「支え合いマップ」づくり支援、研修会開催、「支え合いの輪づくり」の支援、関係部署等との調整に関する事業を実施するとともに、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会、NPO等の協力を得ながら地域の身近な健康福祉の相談窓口として、また健康福祉情報を発信または入手できる場所としての役割を担います。

将来的には、「支え合いマップ」づくりから明らかになる地域の社会資源を活用して、各小学校区に地域健康福祉支援センター(地域の身近な健康福祉に関する相談の場、健康福祉情報を発信または入手できる場)づくりをめざします。





### (3) 地域健康福祉支援センターの意義

#### 市役所内部の横つなぎ役

地域健康福祉支援センターは、「支え合いの輪づくり」や「地域支え合い会議」から出される地域の課題や解決策について、市役所内部の他の部課との調整が必要な事項についてその調整役となることで、横つなぎの役割を担います。

#### 地域の多様な社会資源の横つなぎ役

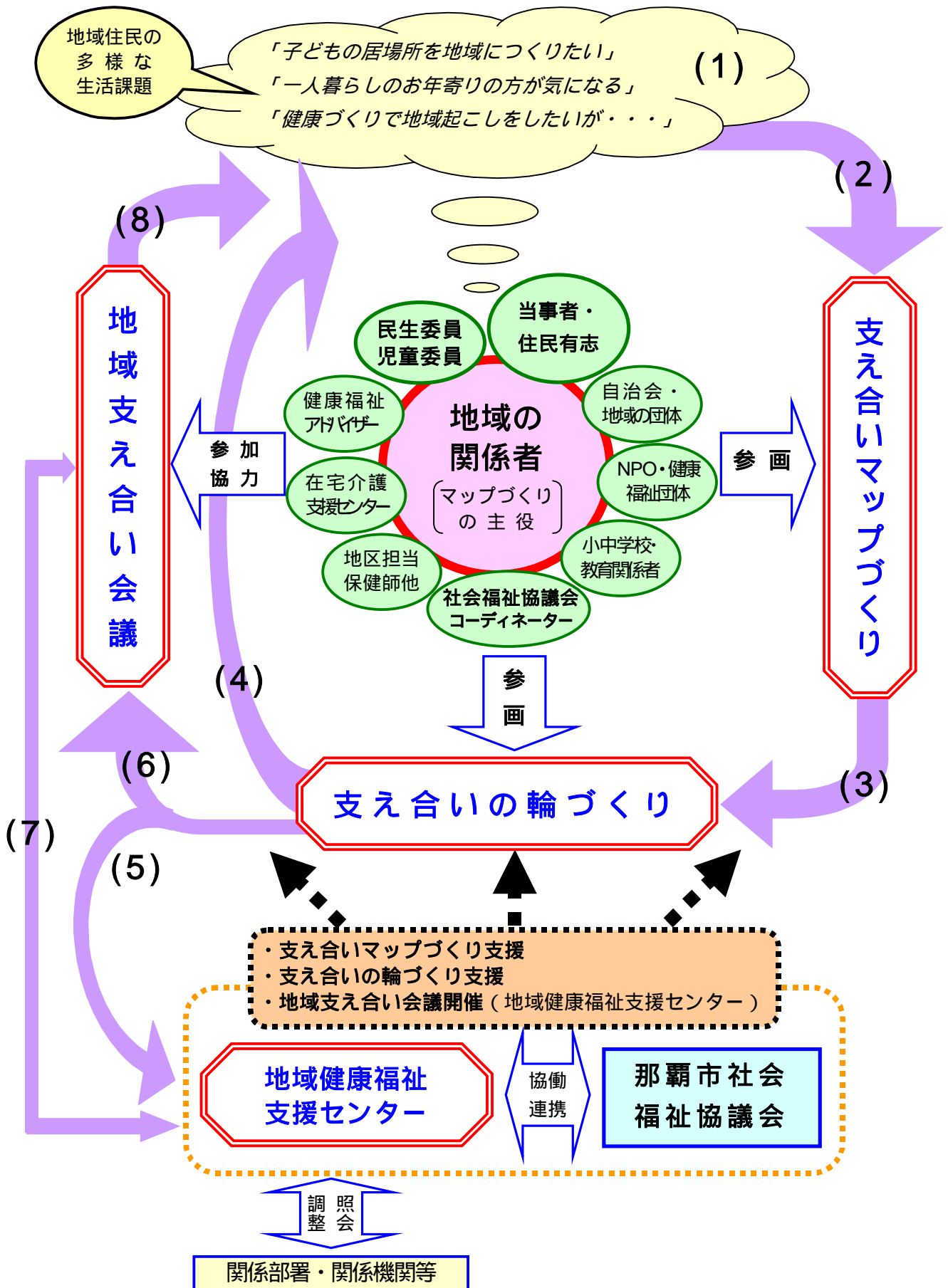
地域健康福祉支援センターは、社会福祉協議会とともに、「支え合いマップ」づくりをとおして、地域の人材等多様な社会資源を把握し地域住民とを結び、地域の横つなぎの役割を担います。

#### 住民の流儀に沿って新たな社会資源を開発する

地域健康福祉支援センターは、日頃から住民が行っている支え合いや助け合いの流儀を尊重し、それらを育み活かすことを目標とします。住民が日常生活や仕事の中で“ついでに”、あるいは“さりげなく”行っている支え合いやふれあいを把握し、その“住民の流儀”を他の地域や事例に応用できないか検討します。

したがって、地域健康福祉支援センターは、住民により近い立場から本市の健康福祉に関する政策を立案し、また住民等による活動を支援する役割を担います。

## 2 地域住民による支え合いの仕組み



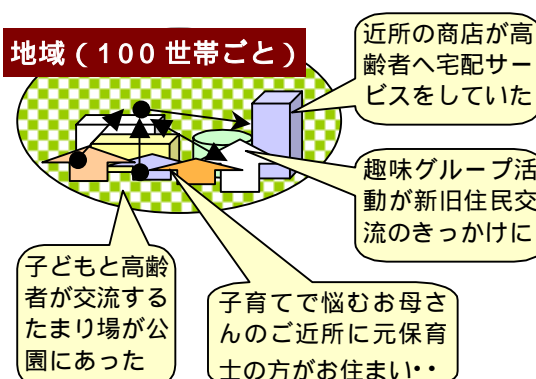
### (1) きっかけは一人ひとりの想いから

「もっと地域住民や地域のことを知りたい、近所の気になる人の手助けをしたい、地域の困りごとを何とか解決したい・・・」といった住民一人ひとりの想いが、「支え合いマップ」づくりに取り組むきっかけになります。

特に、地域の事情に詳しい関係者（26 ページ図中央）が「支え合いマップ」づくりに取り組むことで、困りごとを抱えた当事者の把握のみならず、地域起こしにつながる地域の社会資源や課題を把握することができ、地域活動の新たな展開が期待されます。

### (2) 「支え合いマップ」づくりは地域の宝探し

住民による支え合いを育むためには、地域の実情や地域住民同士のつながりを丁寧に調べる必要があります。そのために、住民有志や当事者を含めた地域の関係者が「支え合いマップ」をつくり、地域住民同士のつながりを把握するとともに、地域の社会資源や生活課題、また当事者をめぐる地域の現状や課題等を確認します。



このマップは、住民有志や当事者の自宅等で聞き取りをしながら作成し、マップ作成に携わった当事者または地域の関係者によって管理・活用されます。

地域健康福祉支援センターは、社会福祉協議会と協働・連携して、マップづくりの手法について研修会を開催し、実際のマップづくりを支援します。

### (3) 地域住民の流儀で「支え合いの輪づくり」

マップからわかる地域の社会資源や、日頃から地域住民が行っているさりげない支え合いの流儀をもとに、地域の生活課題と当事者をめぐる課題の解決策や、地域起こしのアイデアを考え、地域住民や関係者等で取り組んでいきます。

例えば、子どもが集まる商店や公園、世話好きで地域に詳しい高齢者、元教師・看護師といった資格や特技をもっている方等、マップからわかる地域の社会資源をもとに、子どもや高齢者が気軽に集まることのできる地域の居場所づくりや、当事者が地域で生活する上で当事者・支援者双方に負担感がなく継続できる支援策等、日常の地域住民の支え合いによる解決をめざします。さらに、そこから地域の活性化やコミュニティ・ビジネスへと発展することも考えられます。

このように、日常の地域住民のさりげない支え合いの流儀を活かしながら、住民と住民、住民と地域の社会資源とを結ぶことによって、あらたに支え合いが生まれ、ひろがっていくことを、ここでは「支え合いの輪づくり」と呼びます。

地域健康福祉支援センターは、社会福祉協議会と協働・連携して住民等による「支え合いの輪づくり」を支援し、また必要に応じて地域の社会資源を発掘するために「支え合いの輪づくり」を推進します。



#### (4) 繰り返される「支え合いマップ」づくりと「支え合いの輪づくり」

地域の社会資源や支え合いの関係をさらに調べる必要がある場合や、「支え合いの輪づくり」の過程で新たな課題が見つかる場合は、再び「支え合いマップ」をつくりま

す。基本的には、この(1)から(4)までの流れを繰り返すことで、地域住民の顔がつながり、「支え合いの輪づくり」に取り組んだ関係者を中心としたゆるやかなネットワークが生まれ、地域住民による支え合いが育まれます。

#### (5) 横つなぎ役の地域健康福祉支援センター

「支え合いマップ」づくりで共有された地域の課題や、「支え合いの輪づくり」をとおして見えてきた解決策について、本市の関係部課やその他関係する事業者等との横断的な調整が必要な場合は、地域健康福祉支援センターが社会福祉協議会と協働・連携して調整にあたります。

#### (6) 行き詰まったときの「地域支え合い会議」

「支え合いの輪づくり」で解決が困難な場合や解決策が見出せない場合は、基幹地域健康福祉支援センターが、保健所、医療機関、社会福祉協議会等の関係者や専門家で協議する「地域支え合い会議」を開催します。必要に応じて当事者や地域の関係者も会議に加わります。

#### (7) 「地域支え合い会議」で社会資源の開発

「地域支え合い会議」では、当事者が地域で生活する上で必要な社会資源の開発をするために話し合い、解決策をまとめます。

この解決策に基づいて、地域健康福祉支援センターが中心となって社会福祉協議会と協働・連携しながら社会資源の開発や調整をします。



#### (8) 再びマップづくりへ

「地域支え合い会議」の解決策が、実際に当事者や地域の課題解決に効果的であったかを確認するため、再び「支え合いマップ」をつくりま

す。さらに(1)から(4)までの流れを繰り返すことで、継続的な地域の支え合いにつながります。

これら(1)から(8)までの流れはあくまでも標準で、地域住民の流儀で自由に順番や内容を変え、自由に「支え合いの輪」をつくり、ひろげていくこととなります。

地域の関係者がマップづくりのために当事者宅に集まるだけで、それが「支え合いの輪」になり、その場で課題が解決することも考えられます。

また、マップづくりに取り組む地域の関係者の顔ぶれも、対象となる当事者や地域の事情に応じて変わります。



「支え合いマップ」は、住民有志や当事者を含めた地域の関係者によって、それぞれの同意を得てつくられるもので、その関係者の間だけで活用されるよう注意が必要です。つまり、「支え合いマップ」で明らかになる特定の個人や家庭に関する情報は、「支え合いの輪づくり」に取り組む地域の関係者の間だけで流通されなければなりません。

そして「支え合いマップ」は、地域の関係者間での情報共有の手段であり、「支え合いの輪づくり」に必要な情報を集積した財産であるといえます。例えば、

「あの家には寝たきりの老人がいて家族が介護疲れのようだ」

「この家の主人は健康そうに見えるが実は病気を抱えている」

「隣の赤ちゃんのいる夫婦は最近子育てで悩んでいるようだ」

といった情報が、マップによって近隣住民や地域の関係者間で共有されれば、ご近所同士の「支え合いの輪づくり」のきっかけにつながるだけでなく、災害時や病気・事故等の緊急時における危険の回避や迅速な救出につながることになります。

… 『住民の支え合いマップづくり研修会』の様子 …



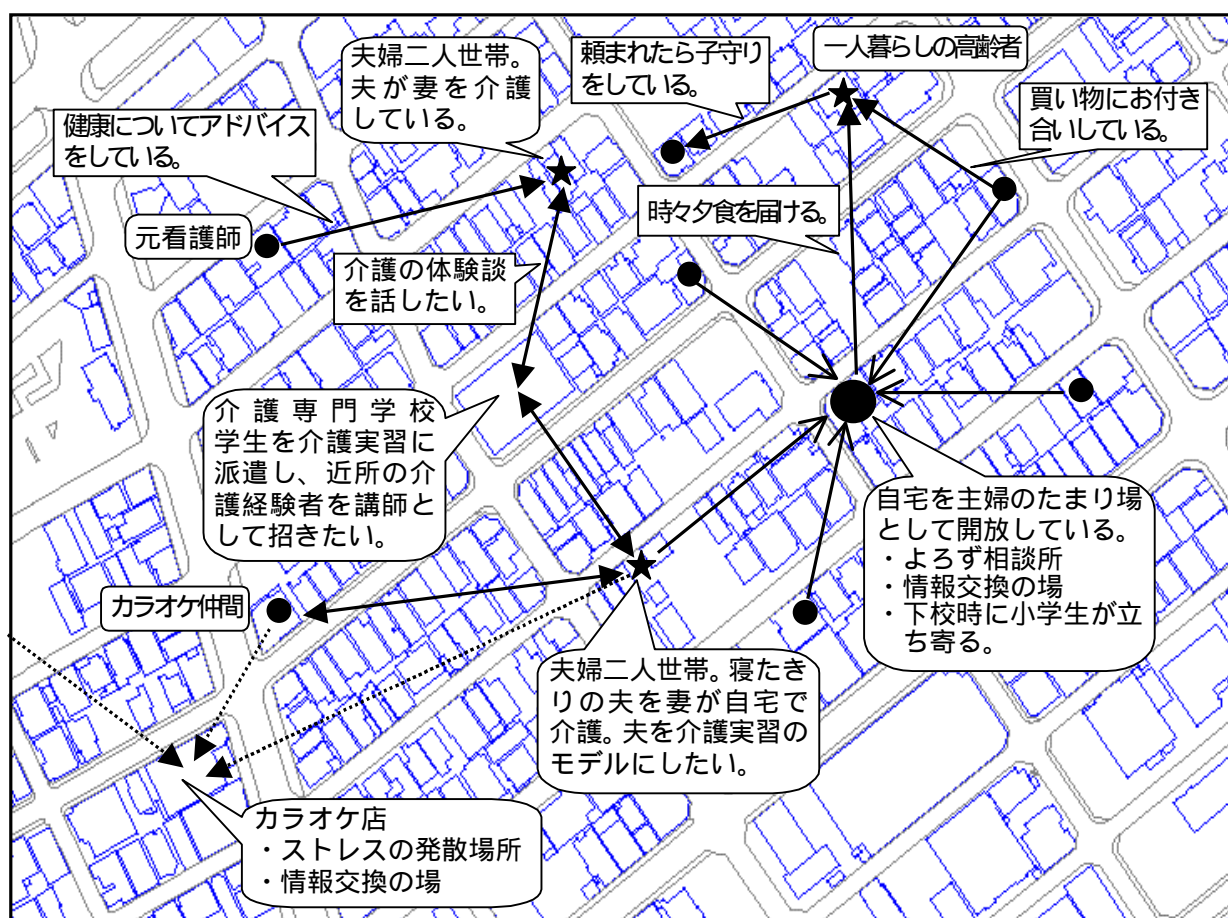
## 第 8 章 計画の推進に向けて

計画の実効性を確保するため、「保健福祉医療審議会地域福祉部会」を設置し、施策の進行状況を点検していきます。

なお、この部会においては、計画期間中の著しい環境の変化や既存の個別計画との調整を図る等の事由が生じた場合に計画の見直しを検討するほか、平成 20 年度に策定を検討している「那覇市総合保健福祉計画（仮称）」についての研究と調査を実施します。



「支え合いマップ」のイメージ図



# 資料編

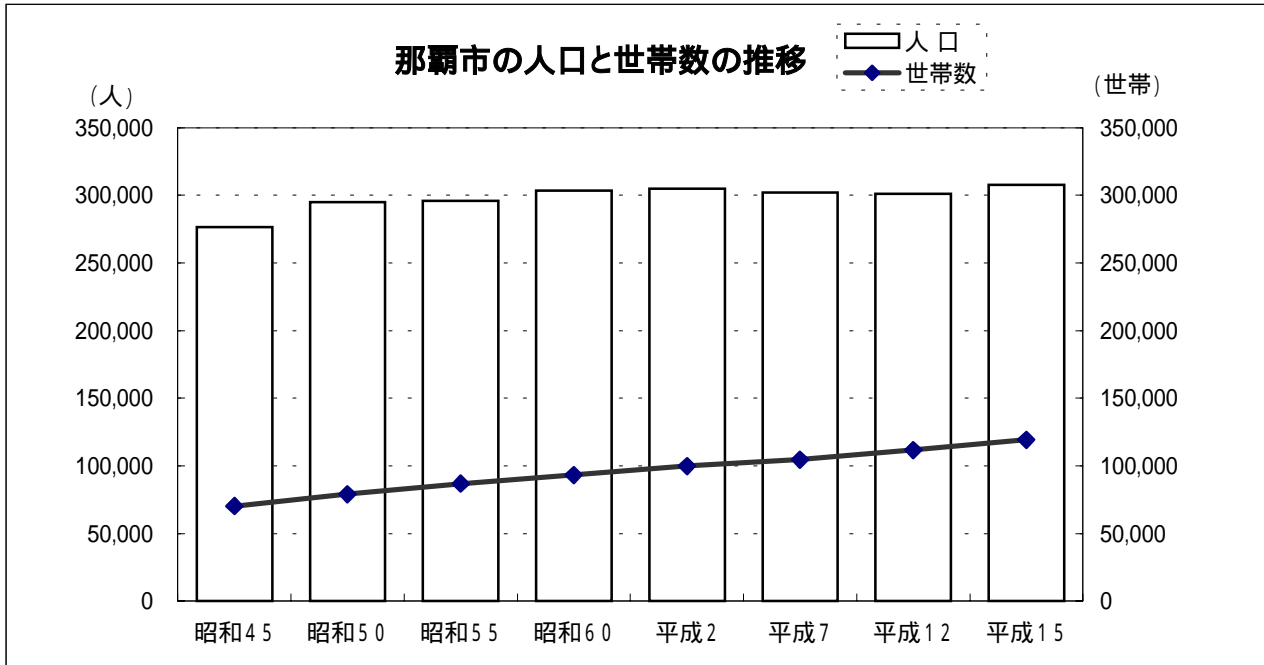
---

- 1 地域福祉を取り巻く現状に関する図表
- 2 計画の策定経過
- 3 用語解説

# 1 地域福祉を取り巻く現状に関する図表

## (1) 人口・世帯数の推移

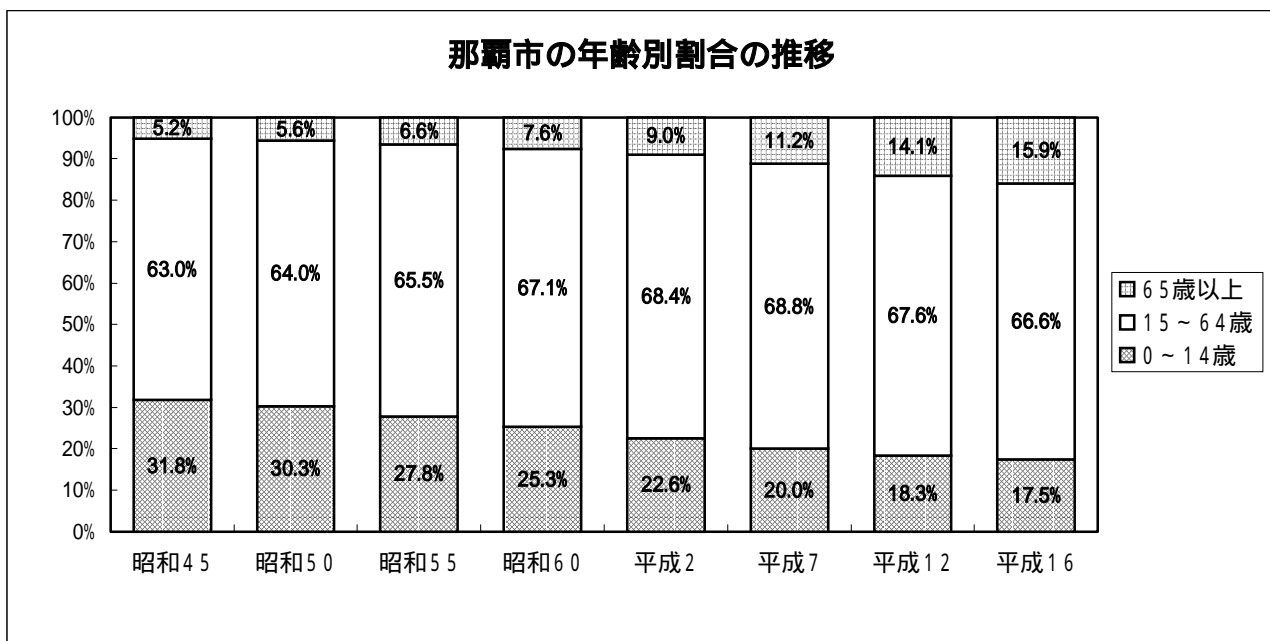
本市の人口は、昭和 60 年の国勢調査で 30 万人を超えましたが、その後はほぼ横ばいに推移しています。世帯数は年々増加しています。



資料：昭和 45 年～平成 12 年「国勢調査」、平成 15 年 那覇市推計

## (2) 年齢別割合の推移

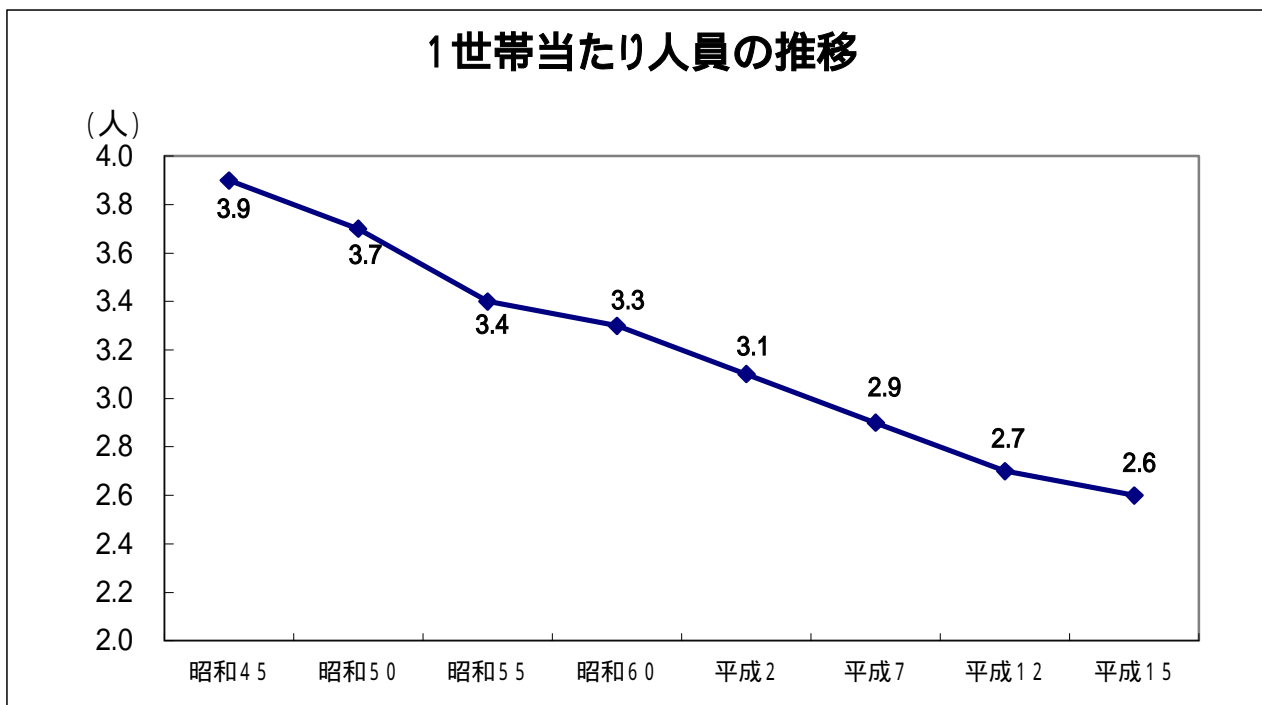
年齢別割合は、65 歳以上の高齢者人口が年々増加、14 歳以下の年少人口が年々減少しており、少子高齢化が進んでいます。



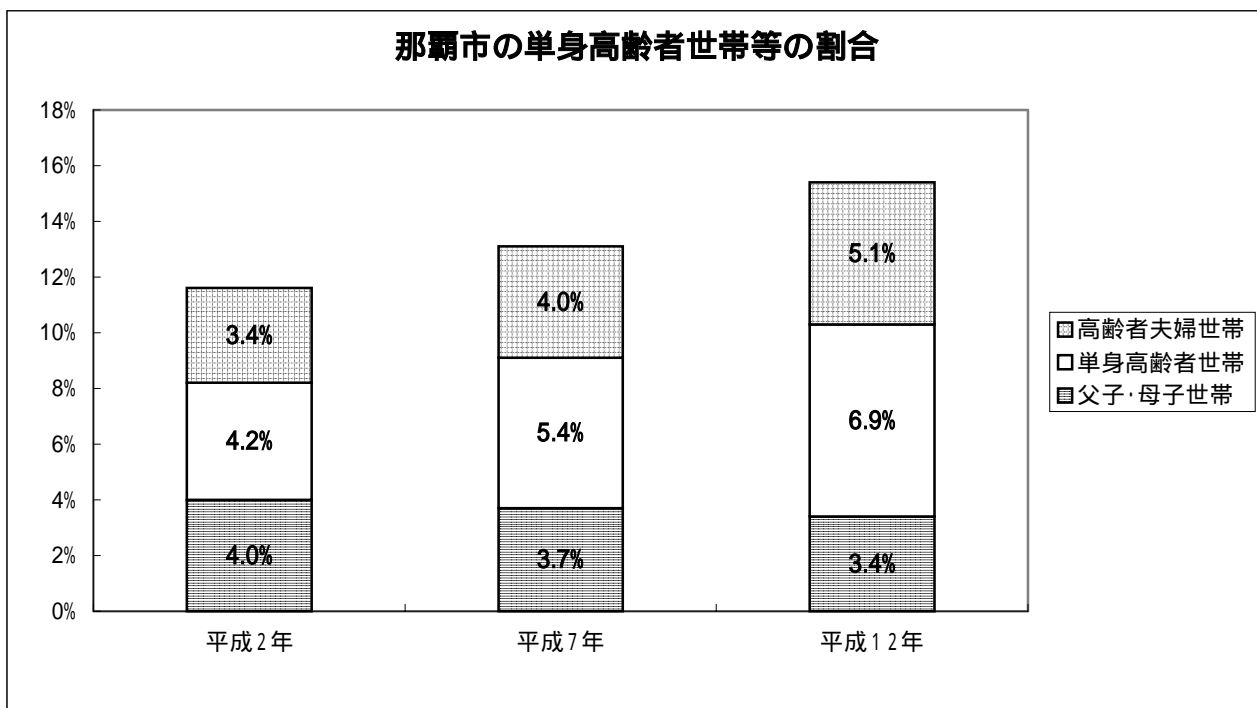
資料：昭和 45 年～平成 12 年「国勢調査」、平成 16 年 那覇市推計

### (3) 世帯の状況

本市の1世帯当たりの人員は年々減少し、核家族化が進んでいます。単身高齢者世帯及び高齢者夫婦世帯の割合は年々増加し、父子・母子世帯の割合は減少しています。



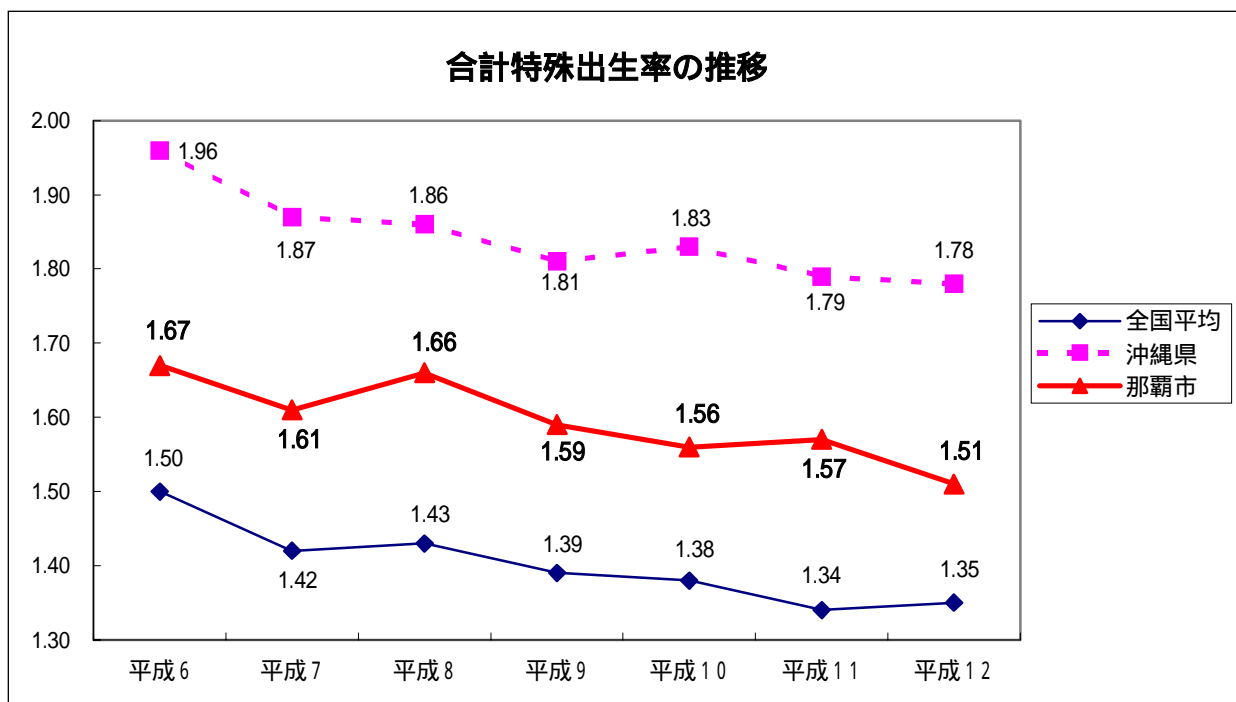
資料：昭和45年～平成12年「国勢調査」、平成15年那覇市推計



資料：「国勢調査」

(4) 合計特殊出生率

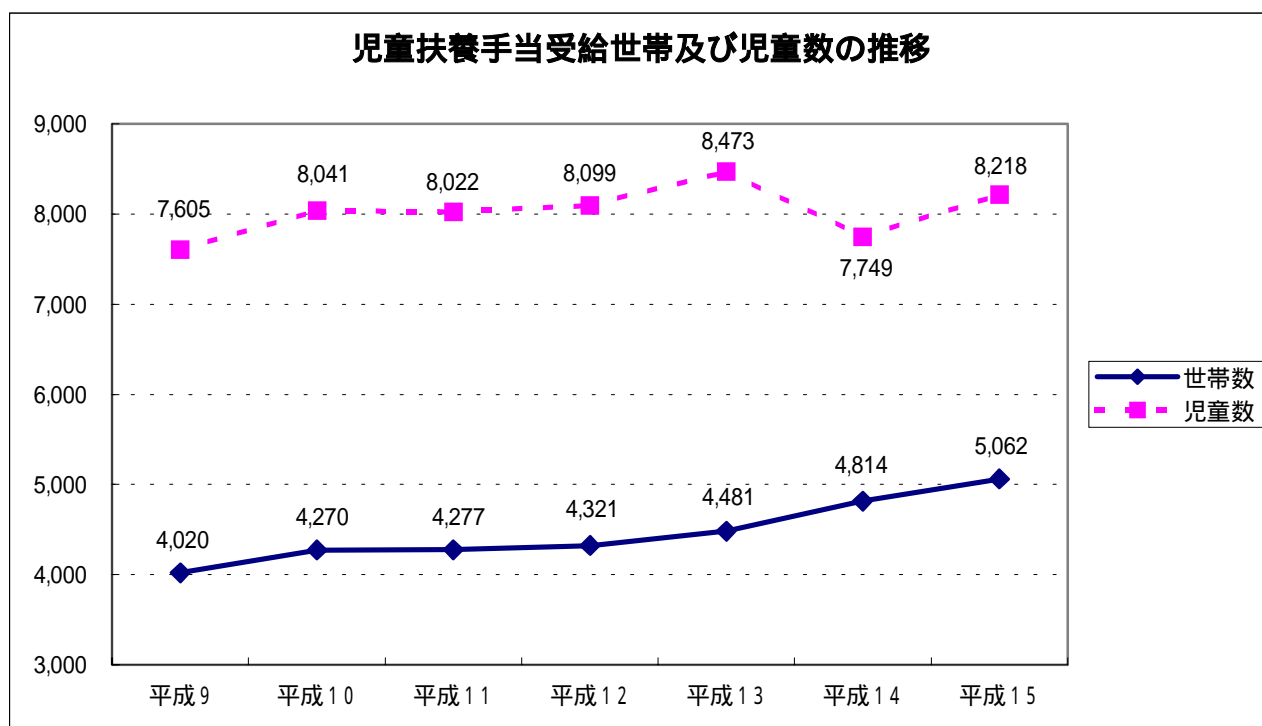
合計特殊出生率は減少傾向にあり、全国平均より高く沖縄県平均より低く推移しています。



資料：那覇市

(5) 児童扶養手当受給世帯数・児童数

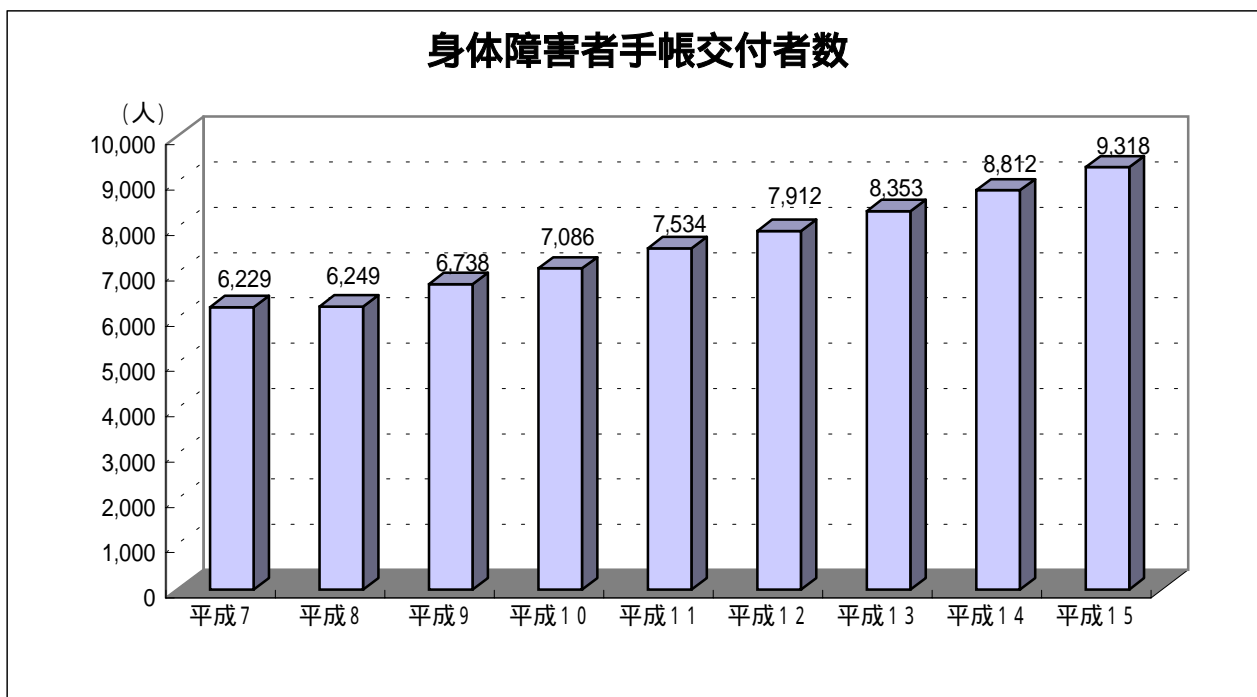
\*児童扶養手当受給世帯数は、年々増加しています。



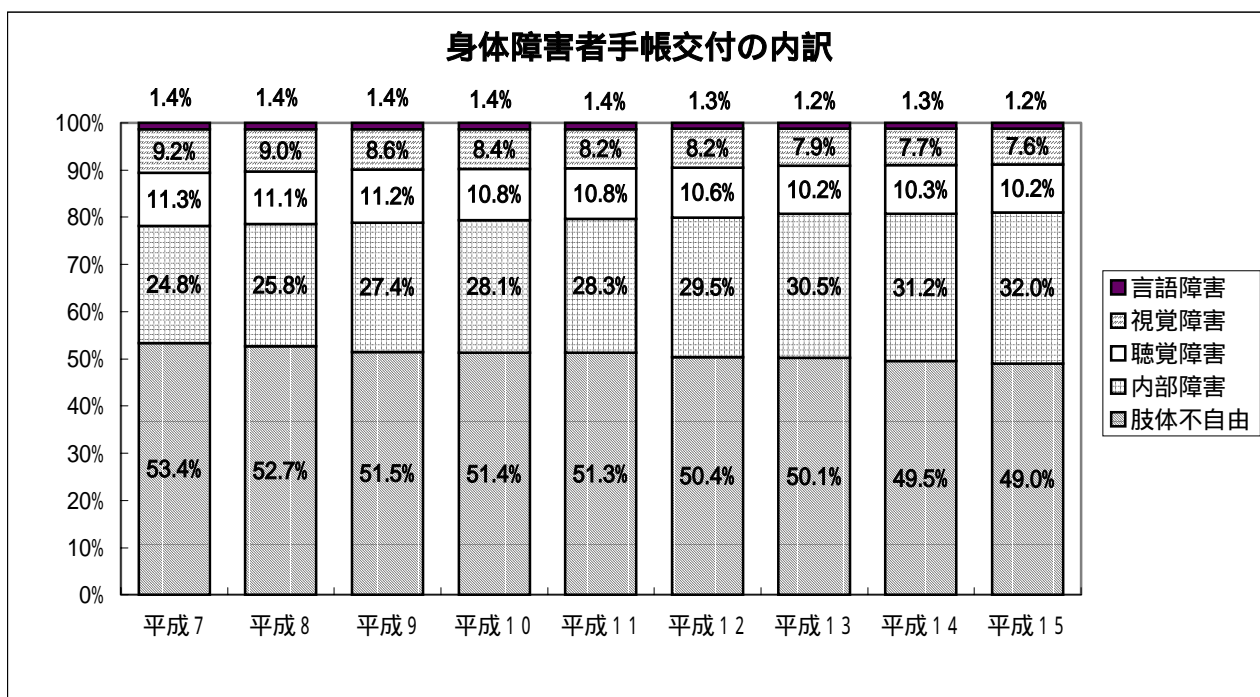
資料：那覇市

(6) 障害者の状況

身体障害者手帳交付者数は年々増加しており、その内訳をみると、内部障害の割合が年々増加しています。

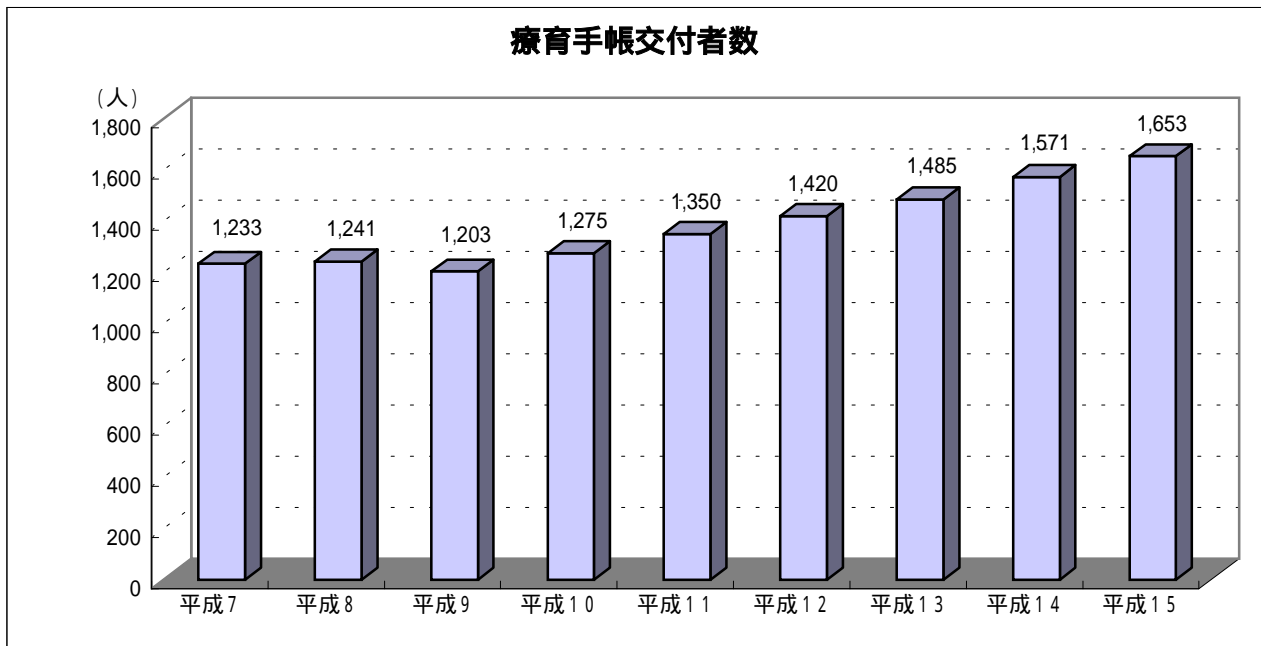


資料：那覇市



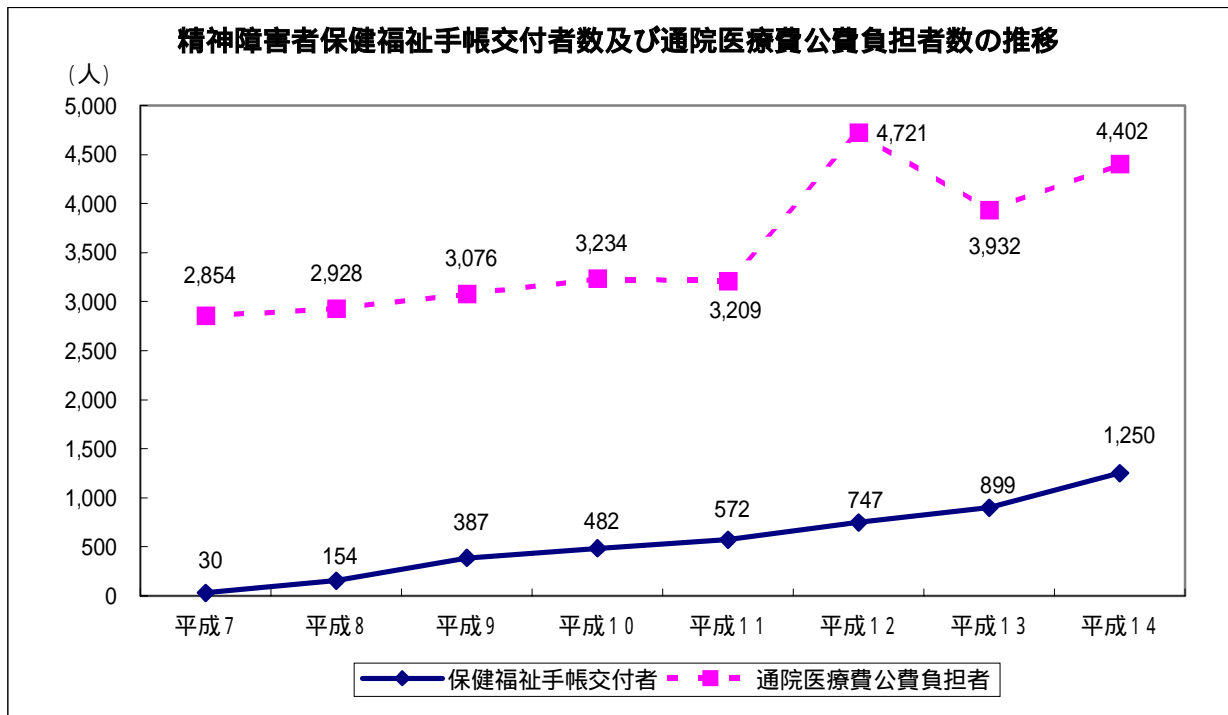
資料：那覇市

\*療育手帳交付者数（知的障害児・者）は増加傾向にあります。



資料：那覇市

\*通院医療費公費負担者数（精神障害者）は増加傾向にあり、\*精神障害者保健福祉手帳交付者は年々増えつづけています。

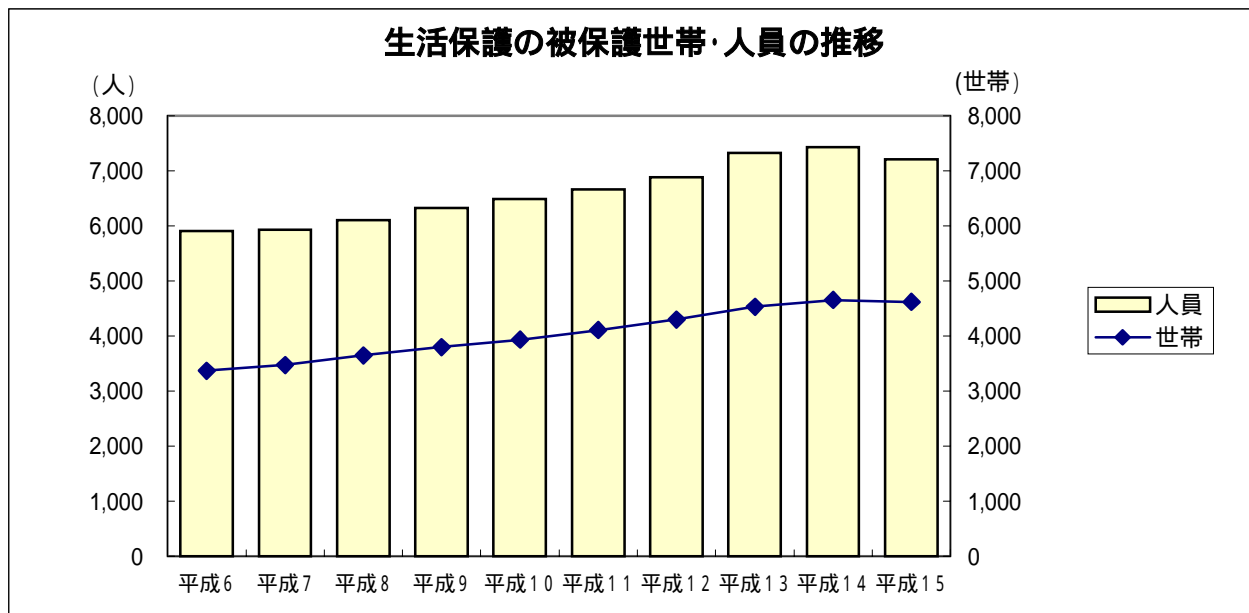


資料：沖縄県「保健所活動状況」

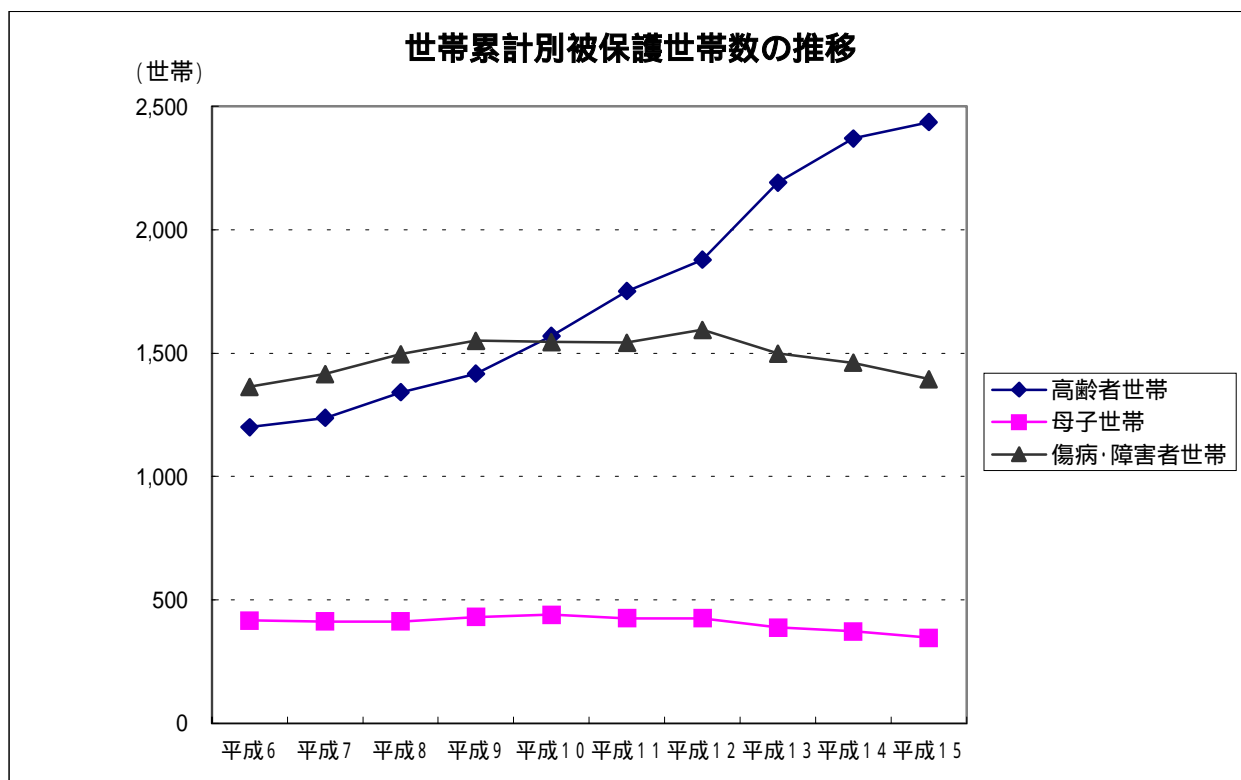


(7) 生活保護の被保護者世帯・人員数

被保護者世帯・人員ともに年々増加していましたが、平成15年度に微減しています。世帯累計別では、高齢者世帯が年々増加し、平成14年度には半数を超えています。母子世帯、傷病・障害者世帯はともに減少傾向にあります。



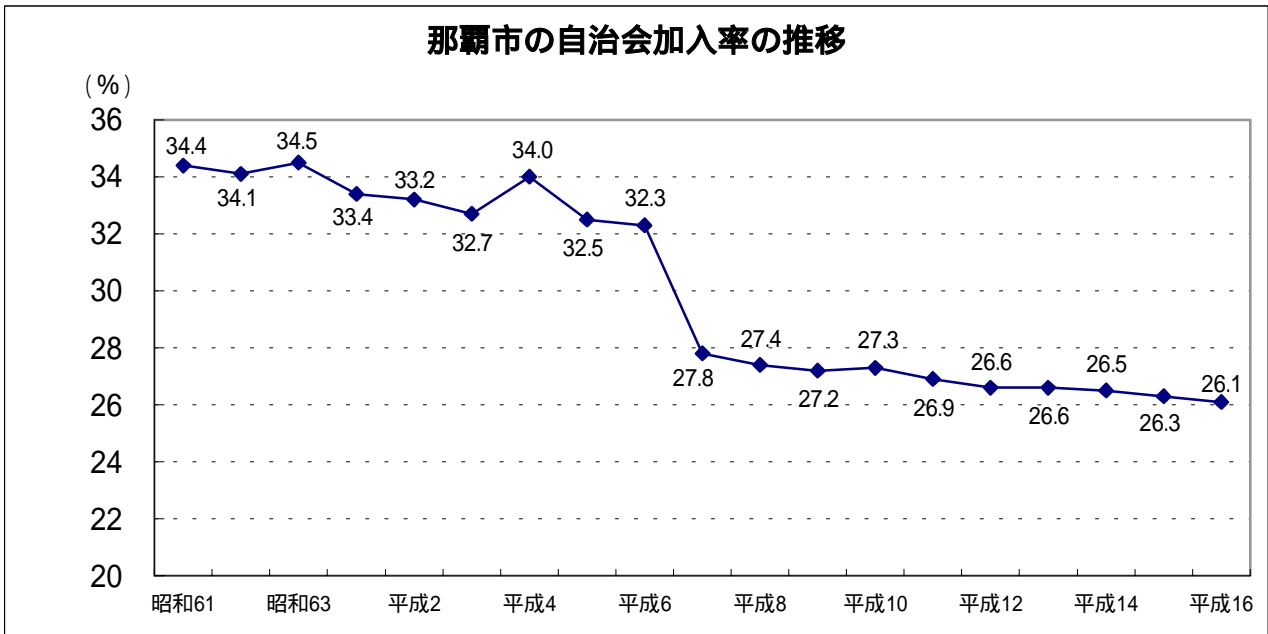
資料：那覇市



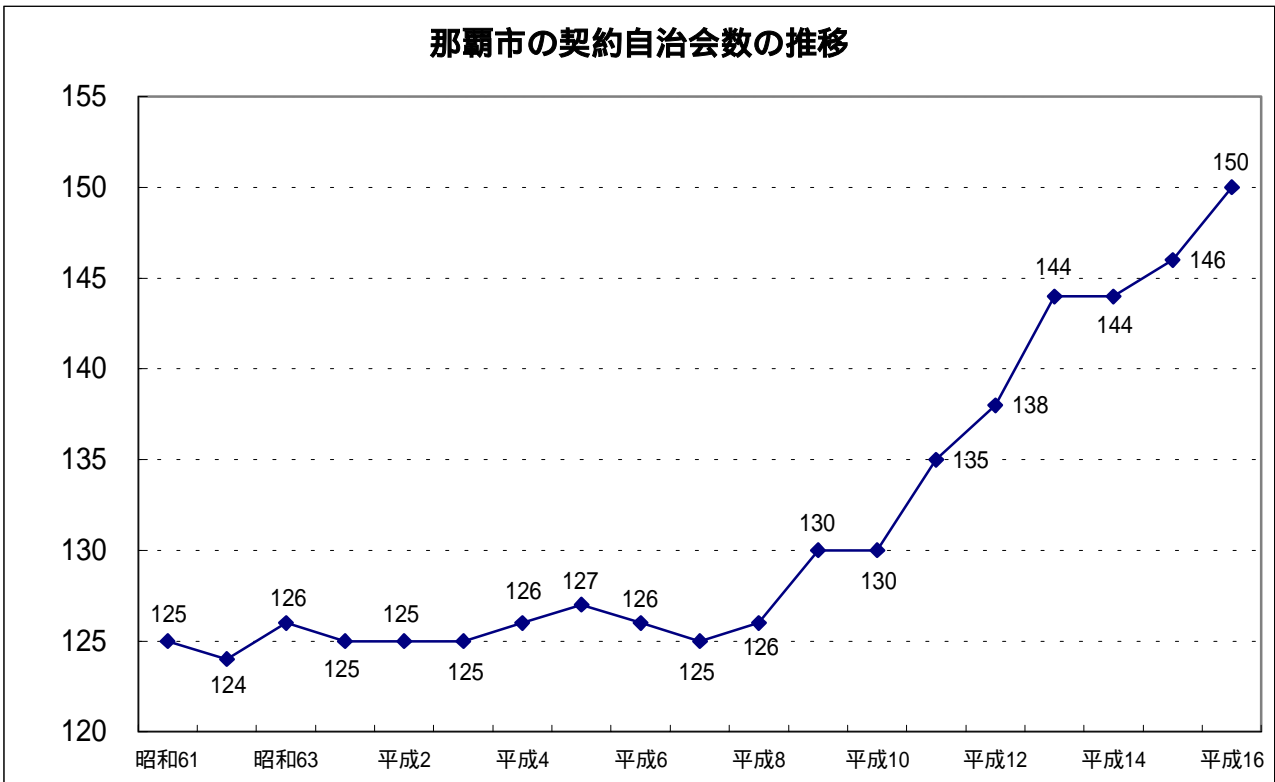
資料：那覇市

( 8 ) 自治会加入率の推移

加入率は減少傾向にあります、自治会数は近年増加しています。



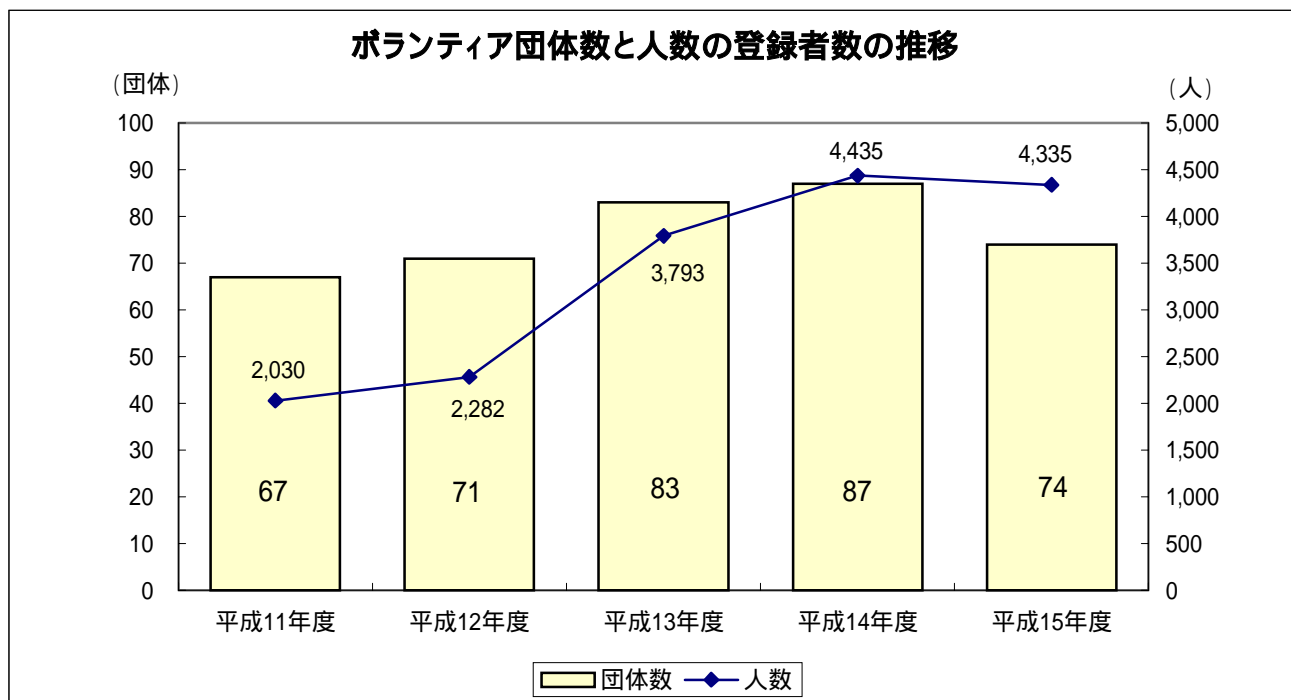
資料：那覇市



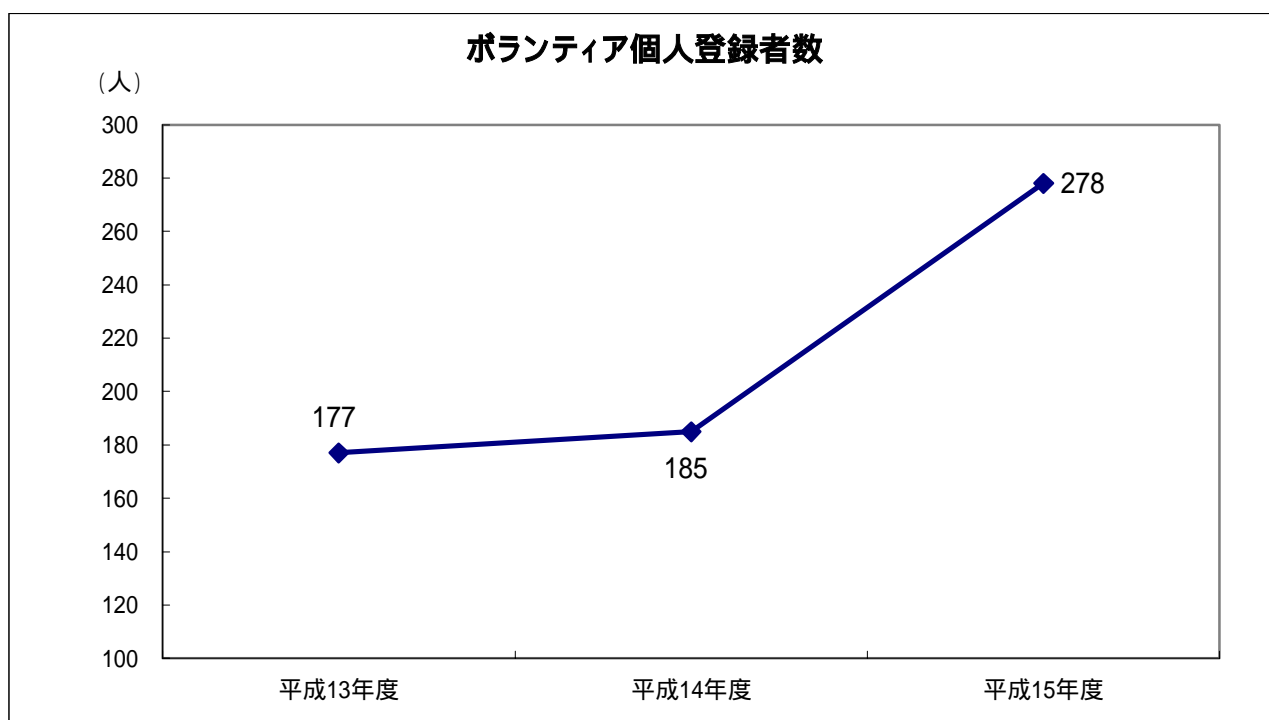
資料：那覇市

\*(9) ボランティア登録者数の推移

ボランティア団体、個人ボランティアともに増加傾向にあります。



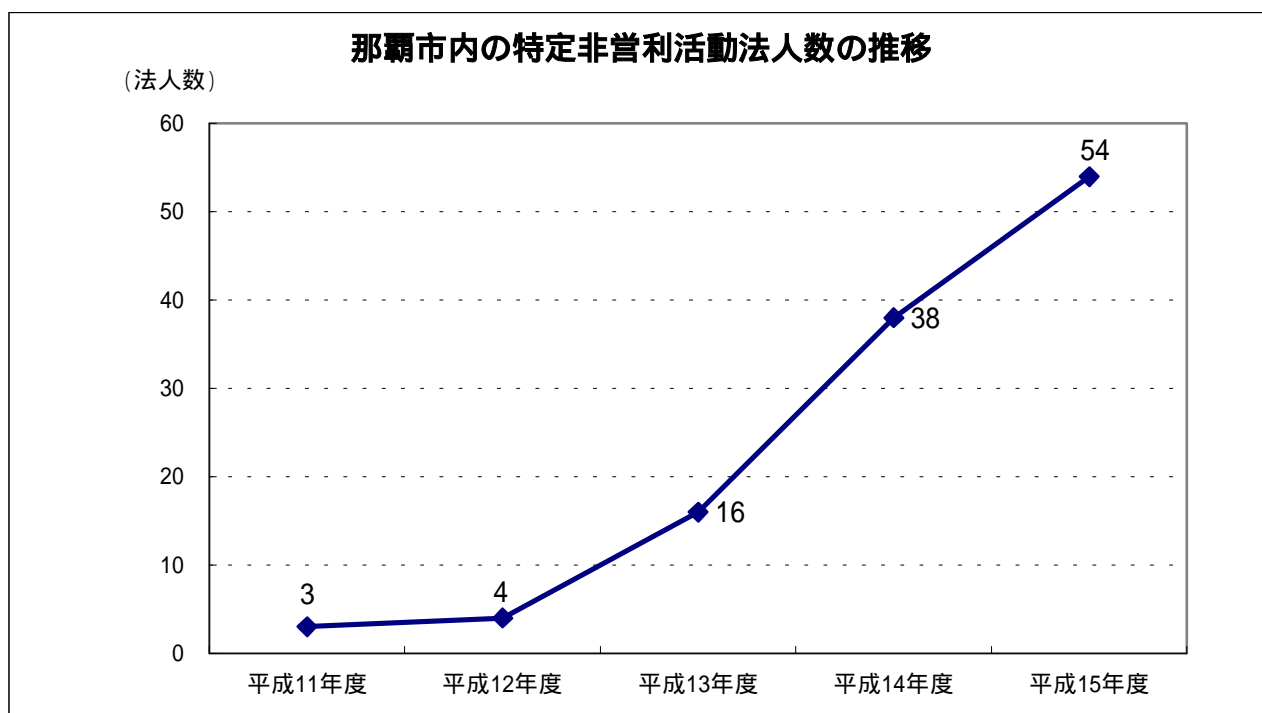
資料：那覇市社会福祉協議会



資料：那覇市社会福祉協議会

(10) NPO法人数

那覇市内の特定非営利活動法人数は年々増加しています。



資料：沖縄県ホームページ参考

## 2 計画の策定経過

### (1) 計画策定経過の概要

年 月 日	経 過
平成 15 年 11 月	那覇市保健福祉医療審議会（審議会）に計画策定を諮問
平成 16 年 1 月	地域福祉計画部会（計画部会）で策定体制と校区健康福祉検討会（住民ワークショップ）について審議
平成 16 年 2 月	計画部会で住民ワークショップのモデル地域に4つの小学校区を選定
平成 16 年 4 月	計画部会で住民ワークショップの実施体制について審議
平成 16 年 4 月～7 月	住民ワークショップを4つの小学校区でそれぞれ4回ずつ開催
平成 16 年 8 月	住民ワークショップ合同発表会を開催
平成 16 年 9 月	計画部会で計画の枠組みを審議
平成 16 年 10 月	地域福祉計画検討会議（検討会議）及び審議会で計画の枠組みを審議
平成 16 年 11 月	計画部会で計画素案を審議
平成 16 年 12 月	検討会議及び計画部会で計画素案を審議
平成 17 年 1 月～2 月	計画素案に対するパブリックコメント（市民意見の募集）を実施
平成 17 年 2 月	計画部会及び検討会議で計画案をまとめ審議会へ報告 審議会で計画案を審議
平成 17 年 3 月	審議会より市長へ計画案を答申

( 2 ) 審議会等の審議経過

保健福祉医療審議会

回数	月日	内容
第1回	平成15年11月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉計画の策定について</li> <li>・臨時委員の委嘱について</li> <li>・地域福祉計画部会（計画部会）の構成員について</li> </ul>
第2回	平成16年10月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉計画の枠組みについて</li> </ul>
第3回	平成17年2月23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉計画案について</li> </ul>

保健福祉医療審議会 地域福祉計画部会

回数	月日	内容
第1回	平成16年1月23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部会長、副部会長の選出</li> <li>・策定体制について（検討会議、作業部会）</li> <li>・校区健康福祉検討会（住民ワークショップ）の目的及び実施方法について</li> </ul>
第2回	平成16年2月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民ワークショップのモデル地域を選定</li> </ul>
第3回	平成16年4月12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民ワークショップの実施体制について</li> </ul>
第4回	平成16年9月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉計画の枠組みについて</li> </ul>
第5回	平成16年11月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉計画素案について</li> </ul>
第6回	平成16年12月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同上</li> </ul>
第7回	平成17年2月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉計画案について</li> </ul>

地域福祉計画検討会議

回数	月日	内容
第1回	平成16年10月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉計画の枠組みについて</li> </ul>
第2回	平成16年12月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉計画素案について</li> </ul>
第3回	平成17年2月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉計画案について</li> </ul>

### (3) 住民ワークショップ開催状況

地域福祉計画の策定にあたり地域の生活課題とニーズを把握し計画に反映させるため、4つの小学校区で住民ワークショップを開催した。

#### 第1回住民ワークショップ

開催地区	開催日(平成16年)	参加人数	内容・テーマ
若狭小学校区	4月24日(土)	14	「私たちの地域ってどんなところ？」
さつき小学校区	4月24日(土)	14	
大道小学校区	4月25日(日)	12	
石嶺小学校区	4月25日(日)	20	

#### 第2回住民ワークショップ

開催地区	開催日(平成16年)	参加人数	内容・テーマ
若狭小学校区	5月29日(土)	11	「健康・福祉・介護・子育て・安全について話し合おう」
さつき小学校区	5月29日(土)	10	
大道小学校区	5月29日(土)	7	
石嶺小学校区	5月30日(日)	12	

#### 第3回住民ワークショップ

開催地区	開催日(平成16年)	参加人数	内容・テーマ
若狭小学校区	6月26日(土)	7	「健康・福祉・介護・子育て・安全について話し合おう」
さつき小学校区	6月26日(土)	9	
大道小学校区	6月26日(土)	8	
石嶺小学校区	6月27日(日)	14	

#### 第4回住民ワークショップ

開催地区	開催日(平成16年)	参加人数	内容・テーマ
若狭小学校区	7月24日(土)	13	解決のヒントを探ろう 発表会の準備をしよう
さつき小学校区	7月24日(土)	6	
大道小学校区	7月24日(土)	14	
石嶺小学校区	7月25日(日)	9	

#### 住民ワークショップ合同発表会

平成16年8月14日(土)午後2時から那覇市民会館中ホールにおいて、「住民ワークショップ合同発表会」を開催した。

( 4 ) 保健福祉医療審議会等名簿

保健福祉医療審議会名簿

	氏 名	所 属 等	備 考
1	高嶺 豊	琉球大学法文学部人間学科教授	会 長
2	岩田 直子	沖縄国際大学総合文化学部助教授	副 会 長
3	新垣 清	那覇市自治会長会連合会会長	正 委 員
4	新垣 秀也	南部地区歯科医師会理事	〃
5	石原 絹子	NPO 法人 コミュニティおきなわ代表理事	〃
6	石川 八代子	那覇市立中学校校長会副会長（城北中学校長）	〃
7	大嶺 千枝子	前 沖縄県立看護大学地域保健看護学部教授	〃
8	加藤 彰彦	沖縄大学人文学部福祉文化学科教授	〃
9	国吉 純郎	那覇市医師会理事	〃
10	島袋 富士子	那覇市民生委員・児童委員連合会副会長	〃
11	知名 保	沖縄県中央保健所長	〃
12	当間 宣子	沖縄県中央児童相談所長	〃
13	長嶺 紀雄	那覇市社会福祉協議会常務理事	〃
14	早川 忠光	市民公募委員	〃
15	作田 宏	市民公募委員	〃
16	系数 武	若狭地域健康づくり実行委員会委員長	臨時委員
17	上江田 清助	民生委員・児童委員連合会事務局長	〃
18	阪井 暖子	地域協働クリエイティストアディ・チーム代表	〃

地域福祉計画部会名簿

	氏 名	所 属 等	備 考
1	加藤 彰彦	沖縄大学人文学部福祉文化学科教授	部 会 長
2	石原 絹子	NPO 法人コミュニティおきなわ代表理事	副部会長
3	新垣 清	那覇市自治会長会連合会会長	部 会 員
4	系数 武	若狭地域健康づくり実行委員会委員長	〃
5	上江田 清助	民生委員・児童委員連合会事務局長	〃
6	阪井 暖子	地域協働クリエイティストアディ・チーム代表	〃
7	早川 忠光	市民公募委員	〃



地域福祉計画検討会議名簿

	所 属	職 名	氏 名	備 考
1	健康福祉部	副部長	高江洲 義人	委員長
2	健康福祉部	政策担当 主 幹	島村 聡	副委員長
3	健康福祉部 福祉政策課	課 長	比嘉 宏志	委 員
4	健康福祉部 健康推進課	課 長	安慶田 憲一	〃
5	健康福祉部 こども課	課 長	渡嘉敷 操	〃
6	健康福祉部 障害福祉課	課 長	玉城 敏邦	〃
7	健康福祉部 ちゃーがんじゅう課	課 長	盛根 秀子	〃
8	健康福祉部 保護課長	課 長	高嶺 典子	〃
9	総務部 市長公室なは未来室	室 長	城間 悟	〃
10	経営企画部 経営企画室	主 査	玉城 祐二	〃
11	市民文化部 コミュニティ活性化推進室	室 長	具志 真孝	〃
12	都市計画部 都市計画課長	課 長	兼次 俊正	〃
13	教育委員会 生涯学習部 社会教育・スポーツ課	課 長	長田 隆子	〃
14	教育委員会 生涯学習部 中央公民館	館 長	高江洲 盛雄	〃
15	教育委員会 学校教育部 学校教育課	課 長	小波津 繁雄	〃

( 5 ) 那覇市保健福祉医療審議会規則

平成12年3月31日

規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)第3条の規定に基づき、那覇市保健福祉医療審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、本市の保健、福祉及び医療に係る施策に関する必要な事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、正委員20人以内で組織する。

2 正委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体が推薦する者
- (3) 本市を除く関係行政機関の職員
- (4) 市民

3 第1項の規定にかかわらず、特定の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 正委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 正委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、その者の担任する特定の事項に関する調査審議が終了するまでの間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、正委員の互選でこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、正委員及び当該審議会の議事を担任する臨時委員の合計数の半数以上が出

席しなければ会議を開くことができない。

- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(部会)

第7条 特定の事項を調査審議させるため、必要に応じ、審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、審議会の議を経て会長が指名する。
- 3 前2条、次条及び第10条の規定は、部会について準用する。

(関係者の出席)

第8条 審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、総括的事務については健康福祉部福祉総務課において、その他の事務については健康福祉部各担当課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 那覇市障害者福祉都市推進協議会規則(昭和56年那覇市規則第19号)は、廃止する。

付 則(平成15年11月4日規則第71号)

この規則は、公布の日から施行する。

### 3 用語解説

本文中、特に解説を必要とすると思われる用語については、その用語が本文においてはじめて使用される箇所に\*印を付けた。

#### ア 行

#### NPO(エヌ・ピー・オー)・特定非営利活動法人(NPO法人)

“Non-Profit Organization”の略語で、一般的に「非営利組織」と訳され、営利を目的とする企業に対し、営利を目的としないで、社会的な使命を達成することを目的に活動を行う民間組織のこと。そのうち平成10年(1998年)に施行された特定非営利活動促進法(NPO法)に基づき設立された法人のことを「特定非営利活動法人」(NPO法人)という。

#### オンブズマン

語源はスウェーデン語の「代理人」を意味する“ombudsman”。公共事務や各種制度等を公正・中立な立場で監視し、市民からの苦情をもとに調査・審査を行い、必要な場合は公共の機関等に勧告を行う人または機関のこと。行政運営全般を対象とするオンブズマンや福祉・子ども等、特定分野の行政運営を対象とするオンブズマンがあり、また行政の設置するオンブズマンや民間の設置するオンブズマンがある。なお、福祉の分野におけるオンブズマンを「福祉オンブズマン」といい、東京都中野区や三鷹市、横浜市等で設置されている。

#### カ 行

#### 核家族

夫婦とその未婚の子のみの世帯のこと。夫婦のみの世帯、片親と未婚の子のみの世帯も含まれる。全世帯に占める核家族世帯の割合が増加することを「核家族化」といい、厚生労働省の国民生活基礎調査(平成15年・2003年)では、核家族世帯数は全世帯の約6割を占めている。

#### 協働

読んで字のとおり「協力して働く」こと。特に、行政と市民や事業者等、地域で活動する多様な人や組織とが、共通の目的のために、お互いに責任と役割分担を自覚して、対等の関係で協力・連携しながら活動することを指す。地方分権や価値観の多様化が進む今日、福祉・まちづくり・環境等のあらゆる課題に適切に対応するために協働することが必要になっていて、この計画で地域福祉を展開する上での基本的な視点の1つともなっている。

#### 緊急通報システム

本市が行っている在宅の身体障害者や高齢者への福祉サービスの一つ。一人暮らしで重度の身体障害者や65歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯を対象に、自宅に緊急通報装置を設置し、緊急時に通報センターと結んで迅速・適切な対応が行われる。高齢者に月2回の定期コールや台風災害時の安否確認コールも行っている。詳しくは、身体障害者については、障害福祉課(電話098-862-3275、FAX098-869-8192)、高齢者については、チャージンじゅう課(電話098-862-9010、FAX098-862-9648)まで。

## 健康づくり推進員

地域の健康づくりのために活動するボランティア。健康診断や健康講演会の呼びかけ、健康学習会の企画等、行政と地域のつなぎ役として活動している。詳しくは、那覇市保健センター（電話 098-858-1456、FAX 098-858-2992）まで。

## 健康なは 2 1

健康増進法に基づき、市民の自己健康管理能力の向上、生活習慣病の予防、早世死亡の減少、健康寿命の延伸を図るために、本市の健康づくりの目標と施策を定めた計画。計画期間は、平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間。

## 交通バリアフリー法

平成 12 年（2000 年）に施行された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」の通称。高齢者や身体障害者等が、公共交通機関を利用する際の移動の利便性や安全性の向上を促進するため、公共交通事業者による駅やバス等のバリアフリー化を推進するとともに、市町村が作成する基本構想に基づいて、駅やその周辺地域等のバリアフリー化を、関係者と協力して重点的に推進することを定めている。

## 合計特殊出生率

出生率とは、一般に人口千人に対する 1 年間の出生児数の割合のこと。合計特殊出生率とは、15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計した数値であり、一人の女性が一生の間に生む子どもの数の平均を表す。近年、我が国の出生率は急激に低下し、昭和 40 年代（1965 年～1974 年）にはほぼ 2.1 程度で安定していた合計特殊出生率は、平成 7 年（1995 年）には、現在の人口を将来も維持するのに必要な水準である 2.08 を大きく下回る 1.42 となっている。

## コミュニティービジネス

地域社会をより良くすることを目的に、地域の人材や施設、資金等を活用しながら有償で行う事業やその活動のこと。高齢者の生活や子育て支援、環境保全、商店街活性化等、地域の様々な問題について、行政や企業が対応できない部分の解決を図り、住民の需要にきめ細かく応えられる点が特徴である。地域住民等により立ち上げた事業が、NPO や株式会社設立にまで発展する例もある。また、地域における新たな雇用の創出や、住民の働きがい・生きがいを生み出し、地域社会の再生・活性化に寄与するものと期待されている。

## サ行

## 災害ユイマール登録制度

高齢や身体の障害により、自力で避難することが困難な方や音声での 119 番通報が困難な方に対し、災害等の緊急時に円滑・迅速な救護や E メールでの 119 番通報を可能にするための制度。病状または障害の程度等、個人情報登録を必要とする。詳しくは、那覇市消防本部指令情報課（電話 098-868-9911、FAX 098-868-9912）まで。

## 在宅介護支援センター

高齢者の在宅介護に関する身近な相談窓口。介護を必要とする高齢者やその家族等を対象に、

在宅介護、介護保険等の相談のほか、必要な保健福祉サービスの調整を行う。10ヶ所の地域型在宅介護支援センターとそれらを統括・支援する基幹在宅介護支援センターからなり、電話相談については24時間体制で応じている。なお、在宅介護支援センターは、平成18年度(2006年度)以降に「地域包括支援センター(仮称)」に移行予定。詳しくは、那覇市基幹在宅介護支援センター(電話098-951-3266、FAX098-951-3267)まで。

## 支援費制度

平成15年(2003年)4月から始まった新しい障害者の福祉制度。これまでの行政が障害者福祉サービスを決定してきた「措置制度」を改め、障害者自らがサービスを選択し、事業者との対等な関係に立って契約を結びサービスを利用する制度。障害者の自己決定の尊重や利用者本位のサービスの提供を基本とする仕組みである。詳しくは、障害福祉課(電話098-862-3275、FAX098-869-8192)まで。

## 事業者

この計画では、原則として市内で事業を営むものを指す。

## 自治会加入率

住民登録世帯数に占める自治会加入世帯数の割合。平成16年(2004年)4月現在、那覇市全体26.1%、本庁20.3%、真和志22.0%、首里44.1%、小禄26.7%である。

## 児童館

様々な遊びやクラブ活動を通して、情操豊かな健全な児童の育成を図ることを目的とした児童厚生施設。市内11ヶ所に設置され、魅力的な遊び場、自然とのふれあいやお年寄りとの交流など子どもの生活体験を豊かにする場や機会を提供するほか、指導員による遊びの指導、子ども会や母親クラブ等、地域活動の拠点の役割も担う。詳しくは、こども課(電話098-861-6903、FAX098-862-9669)まで。

## 児童扶養手当

母子世帯等の生活の安定と自立の促進を図り、児童の心身の健やかな成長を願って支給される手当。18歳未満の子ども等(児童)について、その父親が離別等の理由でいないか重度の身体障害者である場合に、その児童を監護している母や養育者に対し、児童扶養手当法に基づき手当が支給される。詳しくは、こども課(電話098-861-6903、FAX098-862-9669)まで。

## 社会資源

地域でより良く暮らすために活用できる施設・設備、資金、医療・福祉制度やサービス、個人や集団、技能、情報等のあらゆる物的、人的資源のこと。この計画において、地域の社会資源を活用することは、地域福祉を展開する上での基本的な視点の1つとなっている。

## 社会福祉関係八法

社会福祉事業法(現・社会福祉法)、児童福祉法、身体障害者福祉法、精神薄弱者福祉法(現・知的障害者福祉法)、老人福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人保健法、社会福祉・医療事業団法の八法を指す。平成2年(1990年)に在宅福祉サービスの積極的推進や福祉サービスを住民に最も身近な市町村に一元化する等の目的で、社会福祉関係八法の改正が行われた。

## 社会福祉基礎構造改革

昭和 26 年（1951 年）の社会福祉事業法制定以来、大きな改正の行われていなかった社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度など社会福祉の共通基盤制度について、国民の増大・多様化する福祉需要に対応するために行われた改革。個人の自立を基本とし、その選択を尊重した制度の確立、質の高い福祉サービスの拡充、地域での生活を総合的に支援するための地域福祉の充実をめざし、平成 12 年（2000 年）に社会福祉事業法（改正により社会福祉法となる）、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法等の改正が行われた。

## 社会福祉協議会

社会福祉法第 109 条に基づき地域福祉の推進を図ることを目的に設立された団体。「住民が安心して暮らせる地域社会」の実現のため、民間の自主的な福祉活動の中核を担うとともに、健康福祉に関する地域の様々な問題を、地域住民やボランティア、社会福祉関係機関、行政機関の参加・協力を得ながら解決をめざす公益性の高い非営利団体。

那覇市社会福祉協議会は、昭和 27 年（1952 年）に設立され、昭和 42 年（1967 年）に社会福祉法人として認可された。平成 16 年（2004 年）に「第 2 次強化・発展計画」を策定し、人材育成や組織・財源改革に取り組んでいる。

## 住民

この計画で「住民」とは、本市に住んでいる人、働いている人、通学している人を指す。なお、特に小地域の住民を表す場合は「地域住民」とした。また、「住民」に加え、地域を構成する自治会・NPO・ボランティア団体等の組織、社会福祉事業者・医療機関・企業等の事業者、行政機関等を総称して「住民等」と表した。（ただし、計画中「住民による支え合い」と表現する場合の「住民」については「住民等」を意味する。）

## 少子高齢化

出生率の低下や、平均寿命の伸び等が原因で、人口に占める子どもの割合が減り、同時に高齢者の割合が増える現象のこと。医療・介護等の社会保障制度や公的年金制度に重大な影響を及ぼすと考えられている。

## 食生活改善推進員

食生活を中心に、乳児から高齢者にいたるまでの健康づくりを地域で推進するボランティア。健康づくりに役立つ食生活や食材の選び方、調理方法を学び体験できる食生活改善講習会、親子の料理教室等を行い、食生活改善の輪をひろげる活動をしている。詳しくは、健康推進課（電話 098-862-9016、FAX 098-862-4266）まで。

## 身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定められた障害があると判定された人に交付される手帳。同法で定められた各種福祉サービス等を受ける場合に必要となる。申請に基づいて県知事が審査し、交付決定される。詳しくは、障害福祉課（電話 098-862-3275、FAX 098-869-8192）まで。

## 新 那覇市子どものゆめづくりみらい 21 プラン

平成 10 年（1998 年）に策定された「那覇市子どものゆめづくりみらい 21 プラン」を見直し、より時代に対応した子育て支援を推進する計画。将来を担う子どもを安心して



生み育てることができる社会、子どもたちの健全育成支援施策を推進する基本的方向を示す。計画期間は、平成 15 年度（2003 年度）から平成 19 年度（2007 年度）までの 5 年間であるが、平成 17 年（2005 年）に策定される次世代育成支援行動計画に引き継がれる。

### 精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律に基づき、精神障害の状態にあると認められた人に交付される手帳。障害の程度に応じて 1～3 級に区分され、税制上の優遇措置、施設使用料等の各種福祉サービス等を受ける場合に必要となる。申請に基づいて県知事が審査し、交付決定される。詳しくは、健康推進課（電話 098-862-9016、FAX 098-862-4266）まで。

### 成年後見制度、成年後見制度利用支援事業

成年後見制度とは、精神上の障害により判断能力の不十分な成年者を保護し、支援する制度。主に財産管理や取引、福祉サービス利用契約等で利用される。法定後見制度と任意後見制度があり、法定後見制度については、自己決定を尊重し、柔軟で利用しやすい制度にするために民法の一部が改正され、従来の禁治産・準禁治産制度が後見・保佐制度に改められ、また新たに補助制度が創設され、平成 12 年（2000 年）4 月から施行された。法定後見は、親族等の申立てにより家庭裁判所が後見、保佐または補助開始の審判をすることで開始され、成年後見人等が選任される。成年後見人等は、判断能力の不十分な当事者のために与えられた範囲の権限を行使して、当事者が不利益を受けることを防ぐとともに、地域における当事者の日常生活を支援する。

なお、本市では、福祉サービス利用等の際、申し立てる親族がいない等の事情で成年後見制度の利用が困難な人のために、成年後見制度利用支援事業を行っている。詳しくは、介護保険サービス利用についてはチャーがんじゅう課（電話 098-862-9010、FAX 098-862-9648）、障害者支援費制度利用については障害福祉課（電話 098-862-3275、FAX 098-869-8192）、精神障害者居宅支援サービス利用については健康推進課（電話 098-862-9016、FAX 098-862-4266）まで。

## 夕行

### 第三者評価制度

サービス利用者でも事業者でもない第三者的組織や人が、事業の内容や質等を客観的に評価し、公表する仕組み。利用者の選択の幅をひろげるほか、事業者間の競争意識を高め、サービスの質の向上を図るねらいがある。福祉サービスにおいても、平成 14 年度（2002 年度）から認知症（痴呆性）高齢者グループホームに対し、都道府県が認証した評価機関による評価が実施されており、平成 17 年度（2005 年度）からは介護サービス事業者に対しても導入が予定されている。

### 第 3 次総合計画（第 3 次那覇市総合計画）

総合計画とは、地方自治法に基づき、地方自治体のめざすべき将来像を設定し、まちづくりを計画的・総合的に進めるため必要な施策を定めたもので、地方自治体の最も基本となる計画。第 3 次総合計画は、基本構想・基本計画・実施計画で構成され、計画期間は、平成 10 年度（1998 年度）から平成 19 年度（2007 年度）までの 10 年間。「平和都市の創造、生活・文化都市の実現、国際交易都市の形成」を基本理念とし、7 つの都市像を掲げ、市民と事業者と行政との協働による元気で活力にあふれる豊かな那覇市の創造をめざしている。

## 団塊の世代

終戦直後の昭和 22 年（1947 年）から昭和 24 年（1949 年）頃に出生した第一次ベビーブーム世代のこと。他世代に比較して人数が多い。

## 地域学校連携施設

地域における住民の学習・文化活動や交流の場として開放している学校内の施設。生涯学習の振興と地域のコミュニティづくり、地域と学校との連携・交流の充実を目的とし、平成 17 年（2005 年）2 月現在、市内 17 の小中学校で設置している。

## 地域福祉

読んで字のとおり「地域における社会福祉」のことであるが、この計画では、だれもが住み慣れた地域で健やかに安心して暮らし、その人らしい自立した生活が送れるよう、住民、事業者と行政等が知恵を出し合い、力を合わせて取り組むまちづくりのこととする。

障害者、高齢者、児童といった区別をせず、すべての地域住民を対象とし、日常の支え合いや助け合いを基本に、地域の生活上の課題を地域住民が主体的に解決しようとする点が特徴である。

## 地域福祉権利擁護事業

社会福祉法で規定する「福祉サービス利用援助事業」のこと。事業者が、精神上的の障害により判断能力の不十分な当事者との委任契約に基づいて、福祉サービス利用に関する情報提供や相談・助言、手続きや費用支払いの援助、また日常的な金銭管理や預貯金通帳の預かりサービス等を行い、当事者が自立して日常生活を過ごせるよう援助する。なお、不動産等の重要財産の管理・処分については、成年後見制度を利用することになる。詳しくは、南部地域福祉権利擁護センター（那覇市社会福祉協議会内）（電話 098-857-4525、FAX 098-859-8388）まで。

## 地域福祉基金事業補助金

民間による、地域の健康や福祉の向上に役立つ先導的な事業を支援するための補助金。平成 4 年度（1992 年度）に創設された同基金の運用益等を活用して、社会福祉法人、NPO 法人、ボランティア団体等を対象に、100 万円を上限に補助対象経費の 9 割以内の補助を行う。

## 地域ふれあいデイサービス

高齢者の健康づくりや仲間づくりを支援するため、公民館、自治会集会所や地域学校連携施設等の地域の身近な施設を活用して行われる事業。地域ごとに自治会、民生委員・児童委員、ボランティア、高齢者等が中心となってつくる運営協議会が運営する。月 1、2 回程度、市から派遣される保健師、看護師、レク指導員が地域のボランティアとともに、健康診断や健康体操・踊り・歌等のレクリエーション活動を行っており、外出の機会や友達も増える等、高齢者の生きがいがづくりや介護予防に効果をあげている。平成 17 年（2005 年）2 月現在、59 ヶ所の地域で実施。

## 通院医療費公費負担者

精神科の通院治療に要した医療費の約 95% を公費と医療保険で負担する「通院医療費公費負担制度」の利用者。沖縄県においては、復帰特別措置により残りの 5% についても公費で負担される。詳しくは、健康推進課（電話 098-862-9016、FAX 098-862-4266）まで。

## 電子メールマガジンサービス

電子メール（e-mail、Eメール）を利用して、登録した読者に各種の情報を雑誌や新聞のように届けるサービスのこと。発行者は企業や個人等様々で、内容も多岐にわたる。

本市においても、市の催事や災害時の安全・安心の確保に必要な情報をはじめ、健康福祉・教育・環境等の市政に関する最新情報を、定期的に希望者へ配信することを検討している。

## 当事者

この計画では、地域で生活する上で悩みや困りごとを抱え、何らかの支援が必要な人を指す。

## ナ行

### なは高齢者プラン

老人保健法、老人福祉法及び介護保険法に基づき平成12年（2000年）に策定された、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体化した計画。平成15年（2003年）に改定された現計画の計画期間は、平成16年度（2004年度）から平成20年度（2008年度）までの5年間で、平成17年（2005年）に見直しを予定している。高齢者に関する基本的な施策と推進体制とともに、介護保険給付サービス量や要介護者数の見込み等を示している。

### 那覇市次世代育成支援行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、急速な少子化の進行に歯止めをかけ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会づくりを目的に策定される計画。地域における子育て支援や妊産婦・乳幼児の健康増進、仕事と子育ての両立支援等を内容とする。計画期間は、平成17年度（2005年度）から平成26年度（2014年度）までの10年間。

### 那覇市福祉のまちづくり条例

障害者、高齢者、児童等を含むすべての人が、安全かつ快適に施設等を利用し、社会経済活動に等しく参加できるまちづくりをめざして、バリアフリーの基準（整備基準）等を定めた条例。平成12年（2000年）4月に施行され、道路や建築物といった施設等の整備基準とともに、催し物への参加や会場への移動を助けるサービスについても努力基準を設ける等、まちづくりにおける物心両面のバリアフリーをめざしている。

### なは障害者プラン（第二次なは障害者プラン）

平成16年（2004年）に策定された障害者に関する基本的な施策を示した計画。平成10年（1998年）策定の第一次なは障害者プランの基本理念「うまんちゅとともに・うまんちゅのために・まじゅんちばらな」を継承しつつ、障害をもつ市民の人権を守り自立支援を重視している。計画期間は、平成16年度（2004年度）から平成20年度（2008年度）までの5年間。

## ハ行

### ハートビル法

平成6年（1994年）に施行された「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」の愛称で、「すべての人が利用しやすい、ハートのあるビルをつくらう」という意味。病院、劇場、百貨店、ホテル、福祉施設等、同法で定める特定建築物の特定

施設（出入口、廊下、階段、便所等）について、高齢者や身体障害者等が円滑に利用できる建築基準を定めている。平成 14 年（2002 年）同法の一部改正により、対象施設の範囲の拡大、バリアフリー対応の義務化等が盛り込まれ、平成 15 年（2003 年）に施行された。

### **バリアフリー（障壁除去）**

障害者、高齢者、児童、妊産婦等をはじめ、すべて人の行動や社会参加を阻む様々な障壁を取り除くこと。道路や建物内の段差の解消といった物理的な障壁を取り除く意味はもとより、制度的・社会的な障壁、文化や情報面での障壁、差別や偏見等の心理的な障壁等、すべての障壁を取り除くという意味でも用いられている。

### **福祉協力員**

高齢者等の見守り・声かけ活動や地域住民への情報提供等を行う地域のボランティア。那覇市社会福祉協議会会長から委嘱され、民生委員・児童委員と連携しながら活動している。詳しくは那覇市社会福祉協議会（電話 098-857-7766、FAX098-857-6052）まで。

### **保育所・保育園**

保護者が共働きや病気等のため、十分な保育ができない 3 ヶ月から 5 歳までの乳幼児を、保護者の委託を受けて保育する施設。市立保育所 18 ヶ所、法人認可保育園が 42 ヶ所あり、地域の身近な相談窓口として子育ての相談にも応じている。詳しくは、こども課（電話 098-861-6903、FAX098-862-9669）まで。

### **保健師**

乳幼児から高齢者にいたる地域住民の健康づくりや健康相談等の保健活動を行う有資格者。本市では、職員として、各種の健康診査や予防接種の実施、育児・妊産婦相談、心の健康や病気に関する相談、高齢者等の健康管理等、地域に密着した保健業務を担当している。詳しくは、健康推進課（電話 098-862-9016、FAX098-862-4266）まで。

### **保護率**

人口千人に対する生活保護を受けている人数の割合。‰（パーミル）で表示され、平成 16 年度（2004 年度）の平均保護率は、那覇市 23.42‰、沖縄県 14.08‰、全国 10.5‰である。なお、生活保護相談については、保護課福祉相談室（電話 098-862-0515）まで。

### **母子保健推進員**

妊娠・出産・育児について相談役となる地域のボランティア。妊産婦や乳幼児等のいる家庭への訪問や子育ての応援、健康診査・予防接種の案内等の活動を行っている。詳しくは、健康推進課（電話 098-862-9016、FAX098-862-4266）まで。

### **ボランティア登録**

ボランティア活動を希望する個人や団体と、ボランティアを必要とする個人や団体の双方を登録する制度。那覇市社会福祉協議会のボランティアセンターにおいて、職員であるボランティアコーディネーターが、ボランティアの紹介や情報提供を行い調整している。詳しくは那覇市社会福祉協議会（電話 098-857-7766、FAX098-857-6052）まで。

## マ行

### 民生委員・児童委員

地域住民の生活や福祉に関する相談や問題解決の支援にあたる、地域の身近な相談役。民生委員法に基づき厚生労働大臣により委嘱され、また児童福祉法に基づき児童委員を兼務する。困窮家庭や障害者・高齢者への生活支援、子育て支援をはじめ、児童虐待や不登校の問題等にも関わり、地域福祉の中核となる存在である。詳しくは那覇市民生委員児童委員連合会（電話 098-858-5166、FAX098-857-6052）または福祉政策課（電話 098-862-9002、FAX098-862-0383）

## ヤ行

### ユニバーサルデザイン

年齢、性別、障害、国籍等、人それぞれの特性や違いを超えて、できる限りすべての人にとって利用しやすく、安全で快適なものづくりやまちづくり等をめざす考え方。米国ノースカロライナ州立大学のロナルド・メイス氏により提唱され、次の7つの原則から構成されている。誰にでも公平に使用できる。柔軟に使用できる。使い方が容易にわかる。使い手に必要な情報が容易にわかる。間違えても危険につながらない。少ない労力で楽に使える。接近して使用するのに適切な寸法や空間がある。

## ラ行

### 療育手帳

知的障害児（者）に対し、一貫した指導・相談を行い、また各種サービス（税金の減免、公営住宅の優先入居、交通機関の割引等）を受けやすくするために交付される手帳。申請により、児童相談所または知的障害者更生相談所による判定が行われ、その結果に基づき県知事が交付決定を行う。詳しくは、障害福祉課（電話 098-862-3275、FAX098-869-8192）まで。

## ワ行

### ワークショップ

参加者が問題の解決策やアイデアを創造するために行う研究集会やその手法のこと。従来の会議や講演会・説明会と異なり、あるテーマや課題について、参加者一人ひとりが自由に意見を出し合い、学び、体験しながら意見をまとめていく双方向的な交流の場である。参加者のだれもが意見を出しやすいように、一定のルールを設けたり進行を工夫したりしながら進める。住民参加によるまちづくりや芸術文化、公共施設や道路の建設、学校教育、企業の人材育成等、様々な分野で行われている。

## 那覇市地域福祉計画

平成 17 年 3 月 発行

- 【発行】 那覇市 健康福祉部 福祉政策課  
〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号  
電話番号 (098) 862-9002 (直通)  
FAX 番号 (098) 862-0383  
電子メール h-hsou001@neo.city.naha.okinawa.jp
- 【印刷】 株式会社 宣伝

那覇市地域福祉計画策定に関するホームページ

<http://www.com-net.city.naha.okinawa.jp/wel/tiiki/index.html>

( 那覇市ホームページのトップ画面 <http://www.city.naha.okinawa.jp/>  
にある「健康福祉情報」にリンクしています )